

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	(返) (青)
排架番号	3 A
	15
	54-11

82-11

有松英義著
治安教言察法講義

(4)

立公文書館
3 A
15
54-11
記架番号

内務省警備局

アシタハセイセイ

内附
卷

E 111
1124

治安警察法講義 目次

第一章 総論	一頁
第二章 結社	六頁
第三章 政社	一七頁
第四章 政社ノ届出	二七頁
第五章 結社權ノ制限	三九頁
第六章 公事結社	五五頁
第七章 結社ニ對スル制限	五八頁
第八章 結社ノ禁止	六〇頁
第九章 秘密結社	六九頁
第十章 集會	七五頁

第十一章 集會ノ届出	一一八頁
第十二章 屋外集會及屋外運動	一一八六頁
第十三章 集會ニ對スル制限	一一九三頁
第十四章 非常權	一一一六頁
第十五章 揭示其他ノ取締	一一一八頁
第十六章 使用者及労働者取締	一一一一二二頁

(目次終)

治安警察法講義

第一章 總論

有松英義君講述

内務省警保局保安課

明治三十三年法律第306號治安警察法は、過日の第144回帝國議會に於て始て協賛を経たるものなれども、治安警察法案なる者は前年も曾て政府より帝國議會に提出せられたることあり、唯前年提出せられたる法案は、保安條例を廢止し之に代ゆるの條項を設け、且併て二三の規定を加へんとしたるものなれば、今回の治安警察法とは其名同しくして其實異ならり、今回公布されたる治安警察法は大體尤の事項を規定するものとす、

第一 集會及政社法を廃し、該法律に空めたる事項を増減削修して本法に掲ぐ、

第二 保安條例の廢止以来、法文を缺きたる秘密結社禁止の規定を設く、

第三 前年政府より議會に提出せし治安警察法案中に掲げたる、街路其他公衆の自由に交通する場所に於ける、文書圖畫の掲示其他の事項に關する規定に修正を加へて本法に掲ぐ、

第四 諸般の工業漸く隆盛に趨くに従ひ、使用者労務者の關係複雜となり利害互に衝突し、所謂勞動問題頻繁するの傾向あるを以て、之が取締に關する刑法の不備を補へり、

第五 銃砲火薬取締法の不備を補ひ、銃器爆発物及銃器を仕込んだる物件を携帶することに關する規定を設く、

故に本法は集會及政社の規定に加ふるに、二三の條項を以てし

たるもの在逃とも、主要の規定は集會及政社に關せり、憲法第二十九條に云ふ「日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す」と、即ち集會結社の自由を制限するには、法律を以てせざるへからず、而て憲法第二十九條は其第二章臣民の權利義務中に規定せるを以て、或は集會結社の自由も亦權利なりと速断するものなきを保レ難し、又國法學者中之を以て臣民の根本権中に加ふるものありと雖、其果して權利を否せば是義全に非す、差し之を權利とせば主觀的に權利を有する人あらざるへからず、客觀的に權利の目的物あらざるへからず大此目的物あり、故に之を毀損せられたるときは救濟を裁判所に求むることを得るなり、然るに集會結社の自由を傷けられたりと云ふのみにては、末々民事訴訟を提起することを得ず、憲法は集會及結社を第二章臣民の權利義務中に規定せる

に拘はらず、美ニ十九條には集会結社の權利とせすして、集會
結社の自由とせるは理由なくんはあらざるなり、其權利は極
的ニ法律之を共ヘ法律之を保護するに因て始て之ありと雖、自
由は法律之を共ふるに非すして人類生をからにして之を有する
ものとす、消極的に法律之を制限せざる限は、任意行動し得る
もの即ち自由なり、曰く言語の自由、曰く歩行の自由、曰く飲
食起臥の自由皆然らざるはなし、而して集会結社の人類、自然
の行動なることは、飲食歩行の人類に於けると異互る所なし、
且社會を構成し共同の生活を為す以上は、集會結社の人類に缺
くへからざるは誇を行はず、之に因らざ此は到底為す能はざる
の事業亦少々に非ざるなり唯大集會結社は人類に最も必要を
有と同時に其社會の安寧秩序にむほじゆるの力も亦甚大なりと
す、一個人の行動は其害小にして之を防ぐこと亦歎て難からず

と雖、多衆共同の行動は其社會を害することあるに備りて之を
防制すること次して容易ならず、是以て集會結社の自由は之
を認めざるへからざるも社會の安寧秩序を保つ爲めには必要なる
限度に於て之を制束すること實に止むを得ざるに至り、然れど
も集會結社の自由は之を尊重せざるへからざるを以て、之に對
する制束は之を行政官の手心に一仕すへからざるものあり、集
會結社の制限は、法律を以てせざるへからざるは即ち之を爲む
り、而て憲法第ニ十九條に日本臣民とあるは外國人は此保障を
蒙らざるに因る、即ち外國人に對しては、如何なる制限を加ふ
るも憲法上幾支不ざり、尤も國際條約に依りて、日本臣民と同様
同一の取扱を爲すと規定せる外國人に對しては日本臣民と同様
の取扱を爲さざるへからず、又其然らざる外國人に對し、法律
の規定に依りて日本臣民と同一の取扱を爲すことも亦固より妨

6 本レ治安警察法は英大條の規定を除くの外總て内外人の區別を存せざるなり。

第二章 結社

結社なる語は、羅甸語の「アッソチアナオーン」より来る、「アッソチアチオーン」の意義たる極めて廣きも、其中の一一種即ち結社なり、其字義を廣く解すれば、或る目的を遂くる為に、自由の意思に依りて、互に結合せるものを總稱し、唯公法上の原則に依りて組織し、且公法上の強制權を有せる團体即ち國家市町村の類を除外し、又公法上の關係より成れるものも亦總て「アッソチアチオーン」の字義中に包含す、而て結社は私法上の關係に非ずして、公法の規定に率小ものを云ふ、即ち結社とは一毫且共同の目的を遂

行するか參め多衆の繼續して結合する各種の團結を云ふ更に之を細説せば尤の如レ。

一定の目的 目的不なければ結合なし、既に結社たる以上は必ず一定の目的を有す、目的は主なるもの後立るものありと雖、之を一括して結社の目的と云ふ、故に主なる目的にして政事に関するもの至れは、之を政社と認むべきは論なざのみならず、後者の目的政治に關する場合に於ても、之を政社と認むる至り、但目的は本來存在すべキものなるを以て、偶発の云々は目的以外に屬す、本末計畫せる行動に非されば、縱令意思を以て行動するも、末を結社の目的に用るものと云ふを得ず、例は醫學上の研究を爲す結社ありと假定せよ、學問上の研究は一定の目的なり、然るに偶々時の必要に應し政府に對して帝國議會に或事件の豫算を提出せられたしと建議することあるも、其行為は本

素の目的に非らず、故に此あるか無に直に之を政社なりと認むることを得ず、尤も結社の目的は一定不動なるを要せず、初は學術研究の目的なるも、中途政事上の運動を目的とするに至らは、一変して政社たらん、乃ち醫學研究を主として成立せる結社か、若し政治上諸般の行動を為し、少くとも其結社の達たる目的と看做すを得るに至れば即ち之を政社と認むると得へし、要するに政社をると否とは現在の目的に依りて、之を認定せざるへからざるなり、抑認定の標準如何蓋目的とは一毫せざる希望の成功を期するものに外ならざるを以て、結社か或結果を期するの意図を以てする行動に依りて、其目的を知るべと得られし、然とも積極的行動は必しも之あるを要せず、未だ何等の行為を為せざる結社の意図或事件の遂行を期するに存せば、他の事實に依りて事實を認定することを妨げず例は雖以未済を行動を

為せざる結社に對し其社員の結社以前に於ける打合、披議等の事實に依りて該結社目的の在る所を推断する如き是なり、而て政事上の目的を有するや否やに關し、最後の斷定を與ふるは、裁判官にして行政官に非ず、何則審事者か政事上の目的を有するに非すと主張する場合に於て、原争事實の確定は、罰則を適用する刑事判決の確定を以てすへきもの本れはなり、余は結社の定義中繼續れたる結合ならざるへからすと云へり、或る學者は、繼續せる目的あると要すと説けるも目的は必しも繼續することを要せず、目的は一時限にして且時時変更せらるゝことあるが、其結合に繼續の事實あるに於ては之を結社と論するを得るなり。

9
共同の目的 別段説明を要せず、共同の目的だけは結合の事實生れ得へからざるに因る、而て結社員中結社の目的と異なる

目的を有することあるも、結社の目的は爲に変更せらるることなし、例は學術研究の結社ありとせず、社員中之を政事運動に利用せんと試むるものあるも、其未を利用せられざる間は、共同の目的則ち眞然なるなり。

多衆 此語は歐洲に於ても屢々議論を生し左ることあり、例は佛國刑法は二十人以上を以て多衆と認めたり、普漏西にては集會政社法制定に際し、二十人は少に失するを以て五十人とせんとするの議ありしも成らず、結局法律には多衆と記載して制限を設けざるに終れり是に於て多衆の解釋に關する、法律上の爭論は帝に絶えず、遂に八人を指して、多衆と稱するを得るや否やの問題起り、裁判所は之を多衆と判決せり、然れども八人以上に非されば、多衆に非すと謂ふの意に非ず、差し審時の刑事訴訟事件にして、四人若くは五人の集會に關するものなりしる

らは、如何なる判決を爲せしや知るへからず、而して獨逸普通法の原則は三人を以て多衆と認む、果して三人を多衆とせは何故に二人は多衆ならざるや、是に於て獨逸の學者は斷定して一人にあらざるもの即ち二人以上を以て、多衆と認むるに至れり故に普漏西王國集會政社法の所謂多衆は、立法當時の五十人說より遞減して、終に學者の二人說に歸したるものと謂ふへさる
り我國にては後來の集會及政社法に於ても、亦今回の治安警察法に於ても、多衆なる諸の解釋を下さず、法律上の意義としては二人以上を多衆とするを適當なりと信す、然れど實際の適用は大に考慮を要するものあり、普漏西に於ても法律の解釋としては二人以上を多衆と認むるに拘らず、實際猶ほ之より多衆の會同者ある場合に於て國家の安寧秩序を維持するに必要なる程度を標準として法律を適用せり何則集會政社法の精神は二人以

上の者を取締るに非すして、二十人三十人以上の者を取締るにてせんことを望む。

繼續 繼續を要件とするは集會と區別ある所以なり、集會は一度限たるを妨げざるも結社は必ず繼續のものをうざるへからず、但必ずしも永久に涉るを要せず、時間の長短を問はず、繼續の事實あるを以て足れりとす。

結合 結合は合意に依て成り、合意あれは即ち是る、集會に於けるか如く、必ずしも或る場所に或人の會同するを要せず、單に文書の往復又は中間人の紹介に依り本結合を為すことを得るなり、合意は社則規約を以て之を證するを棄とするも、法律上必レも書面契約を要せず、又口頭の明言なきも番動に依て合意することを得、例は領首拳争するか如し、治安警察法は政府に

對して、便宣上社則を設ケレむるの規定を設くるも社則存さず以て結社に非すと云ふを得ざるなり、故に一定共同の目的を認定するには社則に憑るを便とするも、決して之に拘泥すべきに非す、眞相の認定は警察官の觀察に待たざるを得ざるなり、合意は如何なる時期に於て成立するやは事實上の問題に属す、例は同志を募り、其他結社組成の計畫を爲すも、共同の目的一定せざる間は、未だ結合あるものと認むることを得ず、疑はしき場合には成るべく寛大方針を取らんことを望む、合意は必レも結社組成の最初に於て之を爲すを要せず、或る社員の結社組成の後に至りて加入して合意を表することを得るなり。

結合には法律上必しも機關を要せず、即ち必しも一定の役員及組織を要せず、普通西には結社は或る統轄者、下に立つを要すとつ裁判例あれとも、學者中反對者あり、其必要を認めざるつ

説教論なるか如し余は治安警察法の解釋上亦機關を要せざるの
説に左袒す、唯夫一定の組織を有し一定の役員を置くは、獨り
結社の為に便なるのみならず取締上より見るも便利少々からざ
るゝレ、本法第一條政社に関するて主幹者を設くることを規定せ
るは即ち之が為なり、然とも一定の機關を以て結社の要件と爲
せざるの趣旨は第十一條中主幹者なき場合に於ては、警察官の
認めて主たる社員と爲す者、尋問に答へべきの規定あるに因る
も亦明かなりと信するなり、但實際法律を適用するに際しては、
一定の機關あるもの即ち其組織を定めて役員を置くものにして、
始て之を結社と認むるを穩當とするべきなり、

結社は必ずしも獨立不羈のものなるを要せず、例は數結社互に
委員を出し、其委員互に結合して、共同の目的を遂行すること
を計り、其目的繼續的本筋は結社と認むるを得ヘレハ政社連結

の禁は治安警察法に因て廢止せざる我國集會及政社法の母法と
も締すヘシ普漏西王國集會政社法中政社連結を禁する條項も
千八百九十六年伯林警視總監が同時に社會黨の大結社に適用レ
て解散を命ぜたる結果、遂に國會の爭論となり、國務大臣は議
場に於て「^{再び}之を適用せざることを約し、尋て千八百九十九年十二
月十一日獨逸帝國單行法律を以て「内國に於ける各種の結社は
互に連結することを得、各邦の規定にして本法に矛盾するもウ
は之を廢止す」の規定を設くるに至りたるは、東西同時に同一
の立法を爲しせるものにして奇と謂ひへきなり）、又他の一例を
舉くれば結社の本部は外國に在り、日本に其支部を設くる場合
に當り日本政府は外國の本部に對して警察權を行ふことを得さ
れとも、在日本の支部に對しては結社として之を取締ることを
得るなり、

單に結社たるのみにては未必法人と認めらるるの限に在らず、法人と認められざるを以て、結社として財産を所有すること能はず、若し之あらは結社員の共有物にして、而て其負債は實際債務を負ふの合意を為したる人の負債に歸す、固より結社に對して有効に起訴することを得ず、主幹者は單に社員共有財産を管理するものにして、其権義を代表するものにあらず、但し結社にして同時に法人大きの場合亦之なきたあらず、民法第34條に、

祭祀、宗教、慈善、學術、技藝、其他公益に關する、社團又は財團にして營利を目的とせざるものには主務官廳の許可を得て之を法人と為すことを得とあり故に治安警察法の所謂結社も、亦民法に依り法人大きとを得る場合あるなり、

第三章 政社

治安警察法は一般の結社に關するものにして、獨り政社に關するに非すと雖、政社に就ては最も其取締を嚴重にするの主旨を以て規定せり、

政社とは政事に關する目的を以て組成せる結社を云ふ、而て政事の意義は廣狹兩義の解釋あるも、余は狹義に解するを至當なりと信す、政事とは原語「ポリティク」にして、希臘の「ポリティヤ」より来る、「ポリティヤ」は國家の義なり、政事とは原と國家なる語の形を換へるものにして、治安警察法の所謂政事も、同一の意義に解釋して妨なし、即ち國家の政務に關する事項、例は國家の立法、國家の行政、國家の外交、國家の經濟に關するもののかぎ是なり、社會問題に就ても同し、例は工場取締法を

設くるか如キ、又勞働者の年齢及労働時間等を規定するか如キ、凡そ國家の立派に關するときは、其事項は政事に涉るなり、又人民の權利を主として立論する場合に於ても、例は行政裁判法改正を目的とするものは亦政事に涉るなり、之を要するに、事苟くも國家の政務に關する以上は、之を政事に關するものと認定すへざなり、但國家が私法上の主格となりて爲す所の諸般の行為は、民事にして政事に非らざるを以て、之を政事と看做することを得ず、雖令國家の一部分なるも、府縣郡市町村に関する事項は政事に非す、但し施て國家の政務に關するか爲に、之を政事と認むるの場合、又其例に乏からず、例は或る種類の市町村事業に付、政府の處置を論レ、又は國庫の補助を議するが如きは、政事に關する行動と謂はざるを得ず、宗教に於けるも亦同し、宗教は政事にあらざるも、宗教法禁に就て邊鄙すると

19

さは、政事上の運動なり、且夫一の事務にして甲國は國務と爲レ乙國丙國は市町村の自治務又は私人の業務と爲すことあり、又同一の國に在ても、或る時代に於ては之を國務と爲し、或る時代に於ては之を市町村又は私人に放任することあり、故に政事の範圍は地と時とに隨て、廣狭の差あるものと知るへざなり、我國にては、後來政社と政黨との區別明瞭す、世間亦若と同一の意味に用ひ未だれり、例は裁判所構成法第七十二條に判事は在職中の諸件を爲すを得ずと規定し、其中に第ニ政黨の党員又は政社の社員となり、又は府縣郡市町村の議會の議員となることとあり、又行政裁判法第四條には、長官及評定官に就て、理事分限令第十九條には、理事に就て同一の規定あり、然るに此規定中、何をか政黨と言ひ、何をか政社と稱するかは之を明にせず、抑我國にては、憲法制定以前より政党成立したるも、其

當時何人も之を政社と呼んだることなし、思ふに英吉利、亞米利加、其他歐羅巴諸國に政党あり、而て其政党は政治上に強大なる勢力を有することを自擧して、之に倣ひて政党を組織せしもの々らん、然るに、之に對する取締法を設くるに當り、亦歐洲の事例を參照せり。即ち歐洲に在りては政党に對して殆ど取締を為さず、取締は政社迄るに至りて始めて之あるなり、加之政社に對してすら、全然之か取締法を有せざる國あり、我立法者は歐羅巴の政社に關する規定を參照し、殊に範を普遍西に取れり、是に於て政社を規定して政党を規定せず、政社の名稱爰に始まり、而て其適用に至りては、歐羅巴にては政党に政社の規定を適用せざるも、我國にては當時政社なく、而て我國の政党は却て政社に類する所あるを以て、政社法は直に之を政党に適用せり、然らば歐羅巴にて政党と締するものは如何、其狀

國の政黨と異なる點は如何と云ふに、所謂政黨なるものは、政治上の主義に關して其意見思想を同ふせる者の仲間を云ふ、茲に數人ありと假定せし、甲は保守主義、乙は自由主義、丙は社会主義と云ふか如く、各自ら主義に依りて政治上の意見を異にし、又之に因りて政治上の意見を同くす、意見の同しき者相攬會して、社會に対して奔派を作る、之を政党と云ふ、畢竟意見思想を同ふする同類を梅するものにして、政社に於けるか如く契約に依りて合同するの程度に進歩せず、固より政党員の名簿なく、加入退去等の手續を要するに非す、又除名の優分を多し得へきに旅ざるなり、歐羅巴には奔会を開くことあり、然とも別に社員なるものなく、苟くも其奔の意見に賛同する者は、何處にても之に臨席することを得、故に英吉利に奔會するや、獨逸、奧太利等がり出席することあり、佛蘭西に開会するや、伊

太利、端西等が參集することあり、又一國一地方限にて開会す
ることあり、而て何れの場合に拘らず同一主義者たる有志家は、
總て參會することを得るなり、且黨會は其時期と其黨の勢力と
に因り政治上に輕からざる影響を及ぼすことあり、又政黨には
首領を置くことあり、唯其首領か政社の首領と異なる點は、政
社の首領は規約其他に依りて定まるも、政黨に於ては、其党派
中最も勢力ある者自ら首領の地位に立ちて他を指揮し、他も之
を推して其命を奉するに過ぎず、尤既に首領ある以上は、其下
に隸屬の役員なるへからず、即ち或は書記或は幹事等を置く
ことあり、或は地方に支部を設け、其支部にも亦役員を置くこ
とあり、從て党の主義綱領を定め、政治問題に就て党の意見を
定め、或は之を書冊と爲し、或は之を新聞紙に掲載し、或は公
開の演説を爲す、殊に議員の選舉に際しては、最活潑の動作を

23
爲すを常とす、且欧羅巴に於ては、各党大抵機關新聞を有す、
加之又は黨員の輸出に依り、或は其他の收入に依りて財産を所
有し、殆ど結社と異ならざるものあり、唯結社と異なる所以は、
結社は社員相互の合意に依りて成立し、隨て合意せる事項は之
を社員に強制することを得ると雖、政黨は同意見者の相朋黨す
るに過ぎざるを以て、或行為を黨員に強ゆることを得ず、故に
黨金の如きも眞の義捐にして、合意に基みて、徵收するものに
あらざるなり、今翻つて我國の状況を見るに、政黨の組織は歐
羅巴の政党に敵へるもののかしと雖、欧羅巴にては人民各自政
治上の意見を有するを以て、別に勧誘を要せず、自參に政黨の
成立を見ることがあるも、我國にては國民の政治思想、猶ほ幼稚
なるか故に党派の成立は有志家の勧誘に因らざるはなし、其承
諾するや直に其氏名を名義に上せ以て渝はざることを期する

24 は亦宜なりと謂ふべきなり、此の如くにして自由黨あり、此の

如くにして改進黨あり表面上我國には政黨ありて政社なしと言ふも、其政黨は寧ろ政社の實あるものと謂ふへし、誓保局に於ては從未政黨と政派を區別せり、政黨員は黨員名簿に記載あるものにして、政派員とは單に主義を同ふするのみにて、名を名簿に列せざるものと云ふ、例す甲某は自由黨にして乙某は自由派なりと稱するか如し、其所謂政黨は則ち政社にして、其所謂政派は則ち政黨なり、從未政黨に對して政社法を適用せしは、當然なりと謂はざるを得ざるなり、參り而て裁判所構成法、行政裁判法、及理事分限令に、判事若くは行政裁判所長官及評定官若くは理事は以政黨の黨員又は政社の社員たると得すとあるは、當時未だ用語の一途せるものあらざりしを以て、黨員社員を併記して、以て遗漏なきを期したるの主意に外ならざるべし、但

既に此の如く明記せる以上は、判事、行政裁判所長官、評定官及理事は、總令政社に加入せざるも、凡政事上の意見を遂行するか爲に、政黨の黨員と爲り、黨會に出席し、其黨に餽金するか如き、他人と共同の運動を爲すの行為あることを得す、尤政事上の意見は、人類の自ら之を有するものなるを以て、積極的行動を爲さずして、單に或る政黨の意見に賛否を表するは、他に特別の規定あらざる限、各自の自由に屬せざるを得ざるなり。

第十五條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ

議員議事準備ノ為ニ相團結スルモノニ
對シテハ第一條及第五條ヲ適用セス

第一條は局外に關し、第五條は某種の人々の該社に入するを得ざることに關す、此規定は外國にては殆ど規定を要せず、何れの議

26 會にも黨派ありて、左には社會黨、右には保守黨、中央には中央黨と云ふか如く、議席に從て自ら党派を異にする、此黨派別に

依りて、議事準備の為めに衆議院を開き、或る議案に對する方針を決定するは、議員の職務を行ふに就て、當然の行為なりと認めらる、故に其會議には議長あり、書記あり、又其主意を編纂することあり、又議場を演説する代表者を送ふことあるも、之を政社と認めずして、單に之を「フランクション」と稱す「フランクション」とは議會の議員が党派別に依りて團結するを謂ひ、政社ヨン」とは議會の議員が党派別に依りて團結するを謂ひ、政社法を適用せざるを例とす、英國の實際に於ても、或は衆議院の何何俱樂部と稱し、或は貴族院の何何會と稱するものの如きは、從來政事上の結社として取締りたることなし、然とも仔細に之を察するときは、某俱樂部某會は大政社なるの條件を具へ、政社を以て論し得らるるは無し、從來法律を之上適用せざり

しは、實際必要を認めざるに由りしと雖、新に法律を制定するに當りては、例外は明に例外として規定せざるへからず、是れ本條を設けざる所以なり、

第四章 政社、届出

第一條 政事ニ關スル結社ノ主幹者(支社ニ在リテハ支社ノ主幹者)ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其ノ主幹者ノ氏名ヲ其ノ事務所在地ノ管轄警察署ニ届出ツヘシ其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第十九條 第一條ニ違背シタル者ハ三十
圓以下ノ罰金ニ處シ第十二条ノ届出ヲ爲
スモ實ヲ以テセサル者ハ五十圓以下ノ
罰金ニ處ス

第十一條 結社、集會又ハ多衆運動ニ關シ
警察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會
長、発起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社
員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ
之ニ咎フヘン

(第ニ項略ス)

第十三十五条 第十二条第一項ノ尋問ニ答
ヘス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第
二項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ
若ハ其求ムル席ヲ供セサル者ハ五十圓
以下ノ罰金ニ處ス

結社就中政治上の結社は、多衆團結の力を藉りて行動するもの
なるを以て、其勢力侮るへからざるものあり、殊に政治上の結
社にして其勢を逞くするに至らば、國家の外に國家を作ると同
一の觀を呈し、施て國家の安寧秩序に影響すること少からず、
政治上の結社に対して、特に嚴重なる取締の規定を要するは則
ち之が爲なり

治安警察法は政社に對して先づ届出の規定を設けたり、結社は第十一條に依り警察官の尋問に對して、如何なる事項に關しても、明細に之に答ふるの義務を有するも、政社に在りては、尙ほ之を以て足れりとせず、更に第十一條の規定を設けて、雖令警察官の尋問をさも、自ら進んで一定の事項を届出つへさせことを定む、第十一條に尋問に答ふへさせることを規定し、又第一條に届出の規定を設けたるは、凡そ結社の行為は國家に對して公然たるものならざるを得ず、國家は又其行為を就きて明細に之を知り居らざるを得ざれはなり。

抑成文の社則をさも、又一定の社名、一定の事務所若は主幹者をさも、苟も結社の實あるに於ては、之を結社と認めざるを得ずと雖、政社に關しては特に取締上の便宜を計り、社則社名を定め、事務所を設け、主幹者を置かしむるの規定を設けたるを

以て、政社は此等の事項を具備する義務を有するなり、要するに社則、社名、事務所、主幹者ありて始て政社と認めらるるにあらずして、政社は社則、社名、事務所、主幹者を定めて、之を届出るの義務を有するものなるを以て、政社にして此等の事項に欠くる所あれは、警察官は督責して、法律上の義務を履行せしむべきなり、法律上の解釋は此り如くならざるを得ず、然夫實際の手心に至ては頗る斟酌を要するものあり、元末治安警察法を設けたるは、國家の安寧秩序を保持する為め、必要なる取締を為すに在るを以て、法律の適用も亦必要なる範圍を超越す（からざる者）、之を換言せば、差支なき限り龐大なる處置を要するなり、是れ諸君の如き警察官に對しては、切に警慮を講はざるを得ざる所とす、乃ち第一條を適用するに方りても、社名もなく事務所なく、社則もなく、役員もあらざるの結社

は、其勢力亦隨て微弱たるものにして、之を放任するも大商は國家の安寧秩序に害を加へざる所以て、必要止むを得ざる場合を除くつ外は、総令届出を爲さざるも不問に付せんことを望む、即ち實際に於ては、社名あり、社則あり、事務所あり、役員ありて、始て之を政社と認むるを總當とするの場合多かる、し、又之を政社と認むる場合於ても、届出を以て直に刑事に訴追するを要せず、先づ一應届出を爲すへさ旨を説諭するの取扱と爲すへきなり。

主幹者 集會及政社^法には役員とあり、苟くも役員たる以上は、悉く其姓名を届出ざるへからざりしも、此の如きは頗る煩雜に涉るのみならず、又取締上必要本きを以て、治安警察法は主幹者と改めぞり、主幹者とは政社に關し、官廳に對する届出等の責任を負ふ人を云ふへ民法上に於ける法人の代表者と同一の責

任と有せすし故に政社の總理若くは總務委員の如きは、勿論之を主幹者と稱するを得へく、又別に相當の人物を擧げて主幹者と爲すも不可なかる、し、唯法律上の主幹者は、同時に事實上の主幹者をらざるへからず、故に政社が實際責任を負ひ得ざる人物を、主幹者なりと稱して届出つることあるも、警察官は事實に依りて審査し、實際の主幹者を届出でしむることを得、要するに主幹者を届出しむるの必要は、主として政社或之届出後に於ける届出事項の変更を届出しむるが爲め、其責任者を定め置かしむるに在り、若夫れ政社の總理、若くは總務委員の如きは、總令其姓名の届出をさも、警察官は測定上平素に於て之を知悉し居らざるへからず、畢竟届出は、尋問通知書を要する場合に於ける便宜を謀るに適さざるなり、尤も治安警察法第十一條には總社に於て警察官の尋問を受くるときは、主幹者、発起人又

は警察官の主たる社員と認むる者之た答ふへしとあり、故に尋問の場合、警察官は獨り主幹者に對してのみ、之を為さざるへからずと限るに非す、政社以外の結社に在りては殊に然り、集會及政社法第ニ十八條には、政社にして支社を設くるときは總て政社の規定に依るとありしも、治安警察法は、之を略し單に第一條に括弧を設けて、支社に在りては支社の主幹者と規定せり、而して此規定に因り、支社の獨立を認むるの精神も亦明るるを以て、第五條第六條第第七條第八條第十一條等凡そ結社に関する規定は、總て支社に適用せらるるものとす、

結社組織の日よりとて、集會及政社法第ニ十一條の規定を改めをよき、同條第ニ項に於ては、政社は組成後三日以内云々とあり、組成の日より起算するや、將來其翌日より起算するやに就ては、從來立に解釋を異にし、裁判所の判決亦一^度生ざりレ

を以て、治安警察法は政社組織の日より三日以内とし、以て其日を包含せしむるの意を明けセリ、

第十九條に依るに、届出を急さざるものは罰金に處す、之を為すも實を以てせざるものには更に重き罰金を以てす、即ち一律不行為を罰し、一は行為を罰す、不行為犯に對する訴訟時効（刑事訴訟法に定むる時効を假りに訴訟時効と稱し刑法に定むる執事時効と區別す）と、行為犯に對する訴訟時効とは其計算を異にす、即ち不實の届出を為したる行為は、届出を為すとき^{終るを以て}時効を計算する亦届出の時よりすへしと雖、届出を為さざる不行為は、届出の義務を有し且届出を為し得るに拘らず、届出を為さざる間繼續するを、故に結社組織の日より三日内に届出せざる場合に於て、第三日の經過し^リ左の間際に於て犯罰は成立せり、而して第四日目に於て結社の猶存續するとやは、

依然届出の義務を有し又届出を免れ得るとして、若し四日中に届出を為さざることは、未だ訴訟時効の起算を為すことを得ず、五日目六日目に於ける亦然り、時効は三日を経過したる以後に於て届出を為し得る日、又は結社の解散若くは其勢力を失ひたる日より起算するものとす（我國判決は之に反するもウア）
社則　社則を外國語にて届出するものなきを保せず、獨逸の裁判例に依るときは、社則は必ず獨逸の裁判例に依ることを得ず、余は我國の法律を解釋するに獨逸の裁判例に依ることを得ず、抑く官廳に差出すべき顧問文書は、我邦語を以てせざるへからずと雖、届書の本書にあらずして、参考の為に添附すべき書類は必しも邦語を要せず、社則ノ如きは結社に関する契約書に外ならざるを以て、既に外國語を用て書面契約を締結するの自由を認めたり以上は、同時に外國語の社則を届出すること許さ

37
ざるを得ず、此場合に於て翻譯書を差出することは却て法律の主旨にあらず、法律は翻譯書の届出を以て満足せず、必ずや契約の本書を差出せしむるの意であるなり、但本書に添ふるに譯書を以てするものは、参考の為に受理し置くを妨げず、
其事務所所在地の管轄警察官署に届出つゝレ、即ち事務所ニ簡所以上ある場合には各々其管轄警察署に届出てさるへからず、管轄警察署とは、警察分署とも包含す、其届出の事項に变更ありをるとときは亦同レ、即ち此規定中にも、三日以内に主幹者より届出を要する意味を含めシ、
集会及政社法第二十一条には、社員名簿の規定ありしも、治安警察法には之を廃止したり、合意に依りて成立する團体なる以上は、合意の当事者たる者の姓名は明瞭ならざるへからずと雖、從末法律にて定めたる名簿は、法律上の責を塞ぐに止まリ、實

38 隣確實を缺くもの多く、取締上信を楷くに足らざりし至り、既に第十一條に依り、警察官か社員の姓名を尋向し得る限は、復

テ告期の氣羊をる名義を存するの必要なし、故に其規定を廃止したるものとす、

集會及政社法には、前項の届出ありたるときは、警察官は直に其領收證を交付すべしとあり、集會に關しても亦同一の規定あり、然るに治安警察法は、其規定を廃止せり、蓋し領收證を交付する理由は、第一警察官其結社に臨むも、届出の有無に就き疑あるときは、領收證を示さしめて之を知るの便宜と、第二は届出人をして届出を為したる證左を有せしむる在り、而して今之を除きをるは、第一の理由に對して、警察官は領收證を見て始めて届出の有無を判知するが如き必要なく又第二の理由に對しては、届出の證據としては、警察署の文書を援用すること

を得れはなり、

第三章 結社權 / 制限

第三條 次ニ掲タル者ハ政事上ノ結社ニ加

入ルコトヲ得ス

一 現役及召集中ノ豫備後備、陸海軍軍人

警察官

神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

五 四 宮立公立私立學校 / 教員學生生徒
女子

六 未成年者

七、公權剥奪及停止中ノ者
(ニ項又三項略ス)

第六條 日本臣民ニ非サル者ハ政事上ノ結社ニ加入シ又ハ公衆ヲ會同スル政談集會ノ发起人メルコトヲ得ス
第十二條 第五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス第六條又ハ第六條ニ違背シ入社セシメタル者亦同シ

結社中政事に関するものには特別の制限あり、第六條及第七條亦其一に居る

第一 現役及召集中の陸海軍軍人には、政事上の結社に加入することを許さざるなり、蓋レ政社の運動は、軍隊の紀律と相容れざるものあり、獨り政社の運動のみならず、凡そ政事上に関しては、軍人は寧く縫穀すべし、妄に喋喋すべからず、軍人は絕對無限に上官に服従して、生死も顧みざる義務あるを以て、意見の向ふ所に後つて自由の行動を為すことを許さず、國家の政事と論議して、軍隊に盡すべき肅然の義務を忘却するは、陸海軍服務紀律に抵觸する所至り、陸軍刑法第百十條は、軍人政事に関する事項を上書建白し、又は譲談論議レ、若しくは文書を以て廣告する者は、一日以上三年以下の輕禁錮に處すと規定す、海軍刑法第六十六條にも亦同一の規定あり

唯陸軍刑法及海軍刑法には、政事上の結社に加入することを掲げざるを以て、治安警察法に規定を要する所以なり。

第二 警察官も亦政事上の結社に加入するを得ざるなり、抑く警察官は不偏不黨、公平に職務を執行せざるからず、然るに若し或る一派の政社に加入せんか、之に對峙する他の政社に對して、不公平なる處置を為すことあるは、蓋し人の常情なり、又總令公平に職務を執行するも世間之不公平の處置なりと臆断することをさを保せず、而て其結果地の警察事務に容易ならざる障害を來すことあるは、復て噪鳴を要せざる所とす、是れ警衆官の政社に加入することを禁する所以なり。

衆議院議員選挙法、府県制、郡制、市制、町村制、北海道區制、北海道一級町村制、北海道二級町村制、沖縄撤回制等に依れば、警察官は其各法令に規定せる議員であることを得ず、即ち被選の

43
資格を有せず、治安警察法に依れば、警察官は政社に加入することを得ず、是に於て警察官の如何なる官吏なるやを説明するの必要あり、警察の定義は今之を説くの必要なし、而して警察権は、上國務大臣より下島司、郡長に至る迄、各其主務に關して之を有せざるはなしと雖、爰々警察官と稱するは、警察権を有せる各官吏を曰ふに非す、若し警察権を有せる官吏を、總て警察官なりと曰はば、行政官廳を代表せる行政官吏は、警察官ならざるはなきに至るへし、加之裁判官は法廷内に於て、議會の議長は議場内に於て、或る範圍の警察権を有するを以て、亦警察官なりと謂はざるを得ざるへし、然れども此に所謂警察官は、此の如き意義のものにあらざるや固より論なし、蓋レ所謂警察官とは、警察権を有せる各官吏を稱するに非ナして、警察権の執行者を曰ふなり、然れども警察権の執行者は、悉く警察

官なりと謂ふことを得ず、例は森林官吏、鐵山官吏、稅務官吏等警察權の執行を掌るの官吏に乏からずと雖、是等の官吏は、所謂警察官と謂ふことを得ず、憲兵は主として軍事警察權を執行し、兼て其他の行政警察並に司法警察の執行に當るものなれども、是亦所謂警察官に非ず、畢竟各種議員の選舉及政社に関して、警察官に特別の規定を設くる必要を認めざるは、警察官は、一般に選舉若しくは政社の取締に仕するか為に外ならず、故に所謂警察官は、警察權執行官吏中特宣の警察事務に當る者を除き、一般に警察事務の執行を掌る者を稱するなり、然らば今日の制度に於て、所謂警察官と稱するは、警視、警部長、警部等にして、巡査も亦警察官と稱するを妨げず、英國の「コンステーブル」「ハイコンステーブル」、加えて、獨逸の「ジヤンダルメリー」「ゲーマインデボリツアジーネル」「シュツマン」「ワハトマイステル」「ホリツヤ

イヲフヒチール」の如きは、即ち所謂警察官なり、警視总监は、官名及服制上警察官なるか如き觀あるも、其身分他の警察官と大に異なる所ありて、東京府に於ける警察行政事務の管轄者なり、之を警察執行官と稱せんよりは、寧ろ東京府の政務官と稱するを至當とする獨逸にては大臣、公使、州長官、警視总监、知事、郡長、警察邑長、等皆政務官と稱し、仕免に特例あり。警視总监の主事及部長は、或は警視を以て之に充て或は醫者を以て之に充て、警視は身分上警察執行官なるも、主事及び部長の如きは、當時の事務に於て執行官と稱するを得ず、又警察醫長は所謂警察官に非ざるや明かなり。

第三 神官神職僧侶其の他諸宗教師は、政事上の結社に加入するを得ず、抑々宗教家は、政黨政治に拘束せらるることなく、超然社會紛糾の外に立て、職務を盡さざるへからざるもの有る

を以て、政社に加入することは“紀律上許さざる所なり”、獨り
神官、神職、僧侶等の紀律に於て、之を許さざるのみならず、
政略上亦制限を加ふる必要あり、彼等若し氏子宗徒に對して、
宗教上の關係を利用して政社の運動を試むるとやは、非常の勢力
を有するに至るへし、之を換言せば正義に政治上の意見に賛成
せしむるに非ずして、迷信的若は報怖的に、其政社に加入せし
むるに至るへし、而て其政社が若し國家に不利なる主義を取る
ものならんには、其結果隨て憂ふべきものあるなり、政略上制
限を加ふるの必要ありしけれども此の謂なり。

神官とは伊勢神宮に於ける諸官を云ひ、神職とは其他官園幣社
以下に於ける官司以下を云ふ、諸宗の教師中耶蘇教其の他外國
宗教に関するものは、現今未を之を定めたる法規あらざるもの、
明治三十二年内務省令第四十一號に依り、宗教宣佈の届出を爲

したる者は、本法に於ける諸宗教師と認定して可なりと信す、參議院議員選舉法中の諸宗教師も亦同様に解釋すべきなり。

第四 官立公立私立學校の教員學生生徒も亦政事上の結社に加入することを得ず、教員は政事に關係なく、即ち政略に懶念する所なく、單純に學問上より教育を為さしむるの必要あり、又學生生徒も亦他の情念に羈されずして、專心講學せしむるの必要あり、殊に學習の中途未だ思想の堅固ならざるに方りては、政事に巻入するの却て一生を誤ることあり、故に此規定あり。以上第一軍人、第二警察官、第三神官、神職、僧侶其他諸宗教師及、第四に掲げぐるもの内官公立學校の教員、學生、生徒は必ずも法律の規定あらざるも、紀律に関する規定、即ち訓令其他の形式を以て、相違の取締を為し得へレと雖法律に非されは罰則を設くことを得ざるなり、罰ありて始て所謂法律に依

りて自由と制限せらるるものとなる、

治安警察法に關係あらざるも、参考の爲めに一言せん、他なし
 一般の政社に関する心得是なり、請ひ先普漏西の實例より説か
 ん、普國集會政社法には、官吏に対する別段の規定をきも、千
 八百五十年五月十一日の訓令に云く、凡そ官吏は規約に依り、
 又は實際の行為に依りて、政府に敵抗する目的を有する結社、
 政府に對して帝に反對の動作に生つる結社へ敵抗とは政府を破
 壊する目的を有せるものと云ふ反對とは政府の政略に反対する
 ものを云ふ）現行の憲法上の秩序を、破壊せんと企つる結社、
 君主に對する忠勤の義務を怠り、及政府を保護せずして、却て
 之に妨害を加へんとする結社に入する（ことを得ず、若し加入する
 違背せるものとす云々、又千八百八十二年一月四日の訓令は、
 獨逸帝國議會の議員選舉、普漏西の國會議員選舉に關しては、

官吏は政府に敵抗する方針を探れる充衆に向つて、投票するこ
 とを得ざることを宣む、政に官吏にして社会充員を選舉すると
 きは、憲戒免職の處分を受くるものとす、其の他右に類する訓
 令は一にして足らず、例へば官吏は社會充の新聞を讀むへから
 すとヨハガ如キ是等、就中近來に於て世人の耳目を驚かした
 るは千八百九十九年八月三十一日總理大臣公爵「ボウヘンロー」が
 各州長官に與へたる訓令是なり、云く、

國王陛下の政府は大の國王陛下の政略を代表し陛下の政府の
 施政を補翼し且執行すべき官吏の一一部分にして却て其義務を
 十分了得せざるものありレ事實を目撃するに至りたるを以て
 無限の遺憾とするものす、

獨り高等政務官のみならず國王の郡長も亦郡内の參議及人民
 の意見に左右せられて其職務上の行動に關し陛下の政府の施

政に對する疑惑を抱くを得ざるは言と苟々す元老郡長は政府の明白なる意見を代表し其政略の決行を助け就中重要な問題に就ては殊に力を竭して政府を助け人民を扶植して之をして惜る所あらしむるに力むるの本分及義理を有するものとす
公も事も陛下の政府の政策を代表し且其の方針に従ひ努力せざるがからず如何なる事
情あるも私見に依りて政府の政勢を妨害することを得ず否う
されば即ち政府の威儀因て以て傷りらるヘレ國務の統一因て
以て般々るヘレ國力殺かるヘレ民心惑ひヘレ
ルモ此の如きの舉止は普國行政の歴史に極觸し得て不間に附
すヘキ所にあらず。

吾人は政務官吏か誠意と確實とを以て本訓令の宗旨に副ふへ
きことを知る復々承ひ訓告を要するに至ることなきを信して
疑はざるなり

一千八百九十九年八月三十一日柏林

内閣

侯爵 ホーヘンロー

今右訓令を発するに至りたる頃末を説かんに、普國に於て運河を開鑿することは年来の問題たり、昨年即ち一千八百九十九年政府は「ライン」の運河を、「エルベ」河に延長するの豫算を議會に提出し、若否決せらるときは、政府は最後の決心を為すの模様あり、故に昨年八月運河案の否決せらるや、人人議會の解散を豫期したるも、議會は終に解散せられず、二大臣の交迭を以て落着せり、然るに議員中知事、都長あり、知事二人、郡長二十人政府衆に反對せり、是に於て政府は之に對し、一齊に休職を命し、同時に一般に向て右の訓令を発しせるものとす、是れ自ら普國の事例なるも、余は我國の制度亦宗旨に於て、異る

る所なきを信す、官吏職務紀律第一條に云く、凡て官吏は、天
皇陛下及天皇陛下の政府に對し、忠順勤勉を志とし、法律命令
に従ひ其職務を盡すべしと云々、且文官懲戒例表ニ條ヒテ、美
一職務上の義務に違背し、又は職務を怠りたるとキとあり、而
て集會及政社法の規定に拘はらず、政府は從未種種の訓令を出
し、官吏の政事に関する二と割限レソることあり。又先年内
閣（松方總理大臣）は幾名の高等官か、政社員と會同して、政
府に反對するの決議を爲したるの兼を以て、懲戒免官の處分を
爲したことあり、亦以て、我國官吏の義務の存する所を知る
へきなり。

第ニ 女子は政社に加入することを得ず、抑我國の女子は、漫
良教厚其旅徳世界に誇るに足る、此女子として政事上に奔走せ
しむるは、淑徳を傷るの虞なきに非らず、西洋に於ける女子の
許すば穩かならざるを以て此想矣あり。

第三 未成年者は思想未だ熟せず、妄に政事上の運動に熱中す
るは、終身を誤まるの恐なきに非す、故に政社に加入すること
を禁せり。

第四 公權利等及停止者 抑々政社に加入するは、一の公權
利に類せるものなり、寧ろ公權利と云ふて可なり、故に公權利
奪及停止中の者は、當然政社に加入することを許さるべし。
第五 外國人 外國人は帝國の政事上に容啄するの權利なし、
又憲法に日本臣民の權利義務を規定せるも、一には外國人に對
する日本臣民の特權を示したるなり、而て我國情に通曉せざる
外國人をして、我國に於て政社を組織し又は之に加入せしむる

54 は、種々の弊害を醸し、國家の秩序に影響を及すことなきを保
せざるを以て、外國人は政社に入入ることを得ざらしむ、

第五回及第六條は政事上の結社に入入することを得ざるの規定なり、
而して結社に入入するを得ざる者は、自ら結社を組織すへから
ざることも亦自ら明なり、故に此二條に列記せらるる者は、他
の結社に入入又は自ら結社を組織して、結社員たることを得
べるなり、

第七條及第八條に違背せる制裁は、第二十二條に規定す、獨り
直接に違犯せる者を罰するのみならず、又入社せしめたる者と
も同様に處罰す、第七十二條に於て入社せしめたる者亦同レと
規定せるは、刑法總則の從犯の規定にては不充分なれば乍リ、
從犯とは或る犯罪を帮助するものなり、結社に入入せしむるは
入社を帮助せりと謂はんよりは、寧ろ別個獨立の行為なりと信
似せる他の條に於ける亦此例に同レ

す、又縱令之を從犯なりと諭し得へレと假定するも、從犯の刑
にては、制裁の目的を達すへからず、情に於ては寧ろ加入者ド
リも重レと謂はざると得す、故に此規定を設けたり、之と相類
似せる他の條に於ける亦此例に同レ

第六章 公事結社

第三條 公事ニ関スル結社又ハ集會ニシテ

政事ニ關セサルモノト雖安寧秩序ヲ保持
スル為局ホラ必要トスルモノアルトキハ
命令ヲ以テ第1條又ハ第2條ノ規定ニ依
ラシムルエトヲ得

公事とは私事に對するの語なり、私事ならざるものには公事なり。政に政事も亦公事なり、學術、宗教、經濟、社會問題、地方行政、風俗改良、衛生等總て公事たり得ざるはなし。而て公私の方分は事實に依て決せざるを得ず、例は農事に關して一派の利害に關する事項を目的とせるときは、之を公事と謂はざるへからざるも、若し自己の田地を耕作するに就て、隣地主と協議を為す如き、各自の利害に關する事件ならば私事に過ぎず、學術其他に於けるも亦同し。自己の警護を練習する爲に相集まるは私事に過ぎざれども、一般の教育其他に關するときは公事なることを得ヘレ、又政事に關する公事と政事に關せざる公事との別も、亦事實に於て之を定めざるを得ず、例は教育は本来公事に過ぎざれども、若し教育制度に關するとときは公事中の政事なり、宗教も亦同し、宗教制度に關するに至れば政事なり、而て

政事公事の區別は、時代と國とに依りて範圍を異にすることは、萬古に誇らしい所の如レ、外國の法律にては凡そ公事に關する結社集會は、届出に關して政事上の結社集會と同一の取扱を多すもの多レ、然とも公事は範圍瀕る廣漠にして、總て届出を為さしむるは煩惱に過ぐるの感なきにあらず、又取締上の必要を認めざるなり、故に治安警察法は、政事以外の公事に關する結社は、安寧秩序を保持するため必要なる場合の外届出を為さしめず、其をして届出を為さしむることは、久す勅令又は其他の命令に規定せざるへからざらし少、而て届出を要すへキ公事結社を、法律に列記せずして、之を命令の規定に委任したるは、差し之を列記するとキは、却て懲罰の恐あると同時に、一方に於ては時情に依り届出を要せざるに至れる種類の結社も、亦法律の規定を墨守して届出を為さざるを得ず、為に嚴密に過ぎる

58 ことあるを以て至り、

終末に在りては獨り政事に關する結社集會を取締るの必要あり左るに及し、今や時勢の變遷に伴ひて政事以外に結社集會の取締を要するに至れり、宗教に、社會問題に、教育に、衛生に、市町村行政に皆是然らざるはなし、是第三條を設けて、行政官廳として臨機實際の必要に應せしめんとする所以すり、

第七章 結社ニ對スル制限

第七條 結社ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ニ對シテ其発言表決ニ付議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ規定ヲ設ケルユトヲ得ス

集會及政社法にも同一の規定あり、唯其異なるは集會及政社法には結社は法律を以て組織したる議會の議員云々とありしを、本法は法令を以て組織したる議會の議員云々と改めぞるに過ぎず、北海道区制同一二級町村制並沖縄縣区制向間切島規程等命令の規定に依り、組織せる議會あると以てすり、本條には罰則なく、強制の途をきかぬきも警察權を以て此の如き規定の削除を命し、肯かされば最終の手段として、結社を禁止することを得る所以て、第七條の精神は事實に於て之を貫徹することを得へし、

本法は憲法第52条の如く、獨り帝國議會の議員に與するに非す、凡そ法律命令を以て組織せる議會の議員に對しては、何れの場合に於ても之を適用することを得、抑結社の自由は憲法之を認めるとも、議員の公職を行ふは、亦立憲政の本旨に於て

60 之を重せざるからざるを以て、一方に於て結社の自由を認むると同時に、議員の公職を行ふことを妨くるの行為は、法律と以て防制するの必要あり、是れ本條を設けたる所以也。

第八章 結社ノ禁止

第八條 安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若クハ群集ヲ制限禁止若クハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得結社ニシテ前項ニ該當スルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得此ノ場合ニ於

テ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリ
トル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ
得

凡て結社は公事結社たると、政事結社たると其他の結社たるとを問はず、安寧秩序を保持する為必要なる場合には内務大臣に於て之を禁止することを得、集會の制限禁止解散は、之を警察官の職權に委ねるも、結社の禁止は其手續を鄭重にし、内務大臣の職權に属せしか、安寧秩序を保持する為必要なる場合は、安寧秩序を妨害する恐ある場合ヲ適用の範圍とし、安寧秩序を妨害すると云はば、其結社が安寧秩序を妨害するものならさるへからず、安寧秩序を保持する為必要なる場合とし、結社其者か安寧秩序を妨害する場合は勿論、又總令結社其者に安

秩序を妨害することあきも、諸機の情況に依り、其結社ある
が為に安寧秩序の保持を妨くるの恐あるとき亦其適用を及くる
たり。例は結社の目的は極めて穏かなるものにして、安寧秩序
に害なく又其行為も非難すべき無なしとするも、偶々其地方人
の動乱に依り、其結社あるか為に騒議を起し、騒擾を致すの
恐あるときは、結社其者は安寧秩序を妨害するに非ずして、結
社の存立が偶以て安寧秩序の保持に妨害を來すなり。此の如
き場合には、結社に取りては甚だ迷惑あるも、全体の安寧秩序
を保持する為に、國家が之を禁するを得る余り、但し是れ已む
を得ざるの更分なり。即ち國家は保護するの義務を有する所の
結社と、保護する能はずして、却て自衛の為に之を禁止する余
り、法律は総令權能を認むるも其適用は最も慎まざると得ざる
なり。

詔社にして民法上の社團法人たることあり、民法第344條に
云く、

祭祀、宗族、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財
團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之
ヲ法人ト為スコトヲ得

而して民法第711條に云く、

法人カ其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル條件
ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ主務官廳

ハ其許可ヲ取消スコトヲ得

即ち許可を與へたる官廳は、許可を取消すことを得るなり。是
に於て民法第711條と治安警察法第8條第2項内務大臣が禁
止を命ずるの規定と、互に衝突を生ずるの觀ありと雖、民法と
治安警察法とは互に規定の目的を異にし、兩者並行して共に効

力を有するものとす、而て民法は法人其者の行為に限り必要と認めるときに限り、主務官廳として許可を取消すことを得せしむるも、治安警察法は法人の行為安寧秩序を害するの恐あるときは勿論、又否うさる場合に於ても、他の事情に依りて安寧秩序を保持する為必要と認むるときは、亦之を禁止することを得せしむ、此點に於ては治安警察法に定めたる内務大臣の権限は、民法に定めたる主務官廳の権限より狭く、然れども法人が其目的以外の事業を為し、又は設立許可の條件に違反せるか如きことあるも、内務大臣は單に之を理由として、治安警察法に依りて、其結社を禁止することを得ず、故に此點に於ては治安警察法に定めたる内務大臣の権限、民法に定めたる主務官廳の権限より狭く、内務大臣が結社を禁止する場合に於て、其結社が法人たると法人をうなざすとに依り、財産の處分を異にする、法

人たる場合には、民法第73条の規定に依る、云く、

解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル

人ニ歸属ス

定款又ハ寄附行為ヲ以テ歸属権利者ヲ指定セヌ又ハ之ヲ指定スルオ法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官廳、許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為ニ其財産ヲ處分スルコトヲ得但社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルエトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸属ス内務大臣の為に結社を禁止せられたるに依り、解散せる法人の財産は、定款又は寄附行為を以て指定したる人に属し、其指定なく又指定の方法を定めざるときは、理事は主務官廳の許可を得て相應の處分を為し、若し否うさる場合に於て、總て國庫に歸属するものとす、之に反して法人權を有せざる結社に在りて

66 → は其財産は、結社員の共有なるを以て、結社が解散せるとさも解散せざるとさと同一の状態なり、如何なる場合に於ても、審

然國庫に歸属することあらざるなり、而て社員の共有財産を管理せる役員は、結社を禁止されたる後に在ても、分配を了る迄

は其管理を繼續するの義務あり、

禁止處分に對しては、行政訴訟を提起することを得、即ち第八條第ニ項に此場合に於て違法處分に由り権利を傷害せられたりとする者は、行政裁判所に告訴することを得とあり、違法處分とは、法律を適用せざること一なり、法律を適當に適用せざること二なり、法律を適用せざる場合は甚を明瞭なるも、法律の適用其當を得たるや否やは、動もすれば事實上の問題と混交し易し、行政裁判所は事實に就ては裁判せざるもの、法の適用に就て裁判するを以て、稍々事實の審査に傾くことあり、然れども

法律に依りて事實の認定と行政官廳に委ねたる場合には、行政裁判所は認定の當否に入りて之を審査することを得す、治安警察法第八條は安寧秩序を保持する為め必要あると否との事實を全く内務大臣の認定に一任せるを以て、此點に關しては行政裁判所は裁判を下すことを得ず、故に結社を禁止するの必要ありたるや否やに就ては、内務大臣の處分は終局にして、行政訴訟を許さざるものとす、

行政訴訟の提起は、違法處分を理由とす「ヤのみならず、必ずや権利を傷害せられたる場合ならざるへからず、権利とは民法上の権利と其義を異にす、司法裁判所に訴へて救済を求むるの途なきも、其人の權能なれば之を權利と云ふことを得、自由と權利とは本末互に区别あるも、行政訴訟に關しては自由とも權利と看做すことあり、違法處分に由り懲刑を傷害せられたる者

は、行政裁判所に告訴することを得、結社にして違法處分に依り権利を傷害せられたる場合を例示せば、凡て為し得へからざることは、之を爲せと命するを得ず、其命令は違法なるを以て未だ結社たらさる者に對して、結社たることを禁止せば、其命令は即ち違法なり、且之に依りて相集り相會するを得ざるとして、権利を傷害せらるるなり、而て権利を傷害せられそりとする者は何人にも告訴することを得、改めて行政裁判所に告訴するは主幹者たても可なり、役員たても可なり、又結社以外の人にも差支なし。

第二十三條 (第ニ項) 第八條第ニ項ノ禁止ノ

命ニ違背シタル者ハ六月以下ノ輕禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

違背とは結社たるの行為を繼續するなり、結社は禁止せれども以て疏に存在せず、唯個人として結社たるの行為を繼續するものなるを以て、罰則休其個人に適用すヘキものとす、但し禁止されたる結社の行動と同一の目的方法を以て、個人別別の運動を多すは固より妨なレ、

第九章 祕密結社

第十四條 祕密ノ結社ハ之ヲ禁ス

第十八條 祕密ノ結社ヲ組織シ又ハ祕密

ノ結社ニ加入シタル者ハ六月以上一年以 下ノ輕禁錮ニ處ス

秘密結社は曾て保安條例に規定ありしも、保安條例廃止以来其規定を缺ケリ、因て本法更に之を規定を設けをるなり、秘密結社は歐洲各國に於て概ね之を禁せり、蓋し歴史上參らざるを得ざるの沿革ありて然るなり、十八世紀頃迄は或は宗教に關レ、或は政事に關して、秘密に團結して、而して其動作國家の秘密を妨害するの虞あるもの頗る多かりき、思ふに當時は法治の創成にあらずして、所謂警察政治の時代なりしを以て、諸般の取締率る嚴酷に傾き、且法律の規定なくして、行政官は監視の取扱を為したるなり、固より憲法に依りて結社の自由を認むることあることなし、故に相團結して共同の運動を為さんとする者は、政府に對して其團結の存立を秘密とし、或は少くとも其目的、社則を秘密にし、或は之を誇稱するの已むを得ざることあり、是に於て政府に於ても秘密結社を禁ずるの必要而既て生れたる

ものとす、然るに十八世紀の末より、漸次自由を尊重するの氣風を馴致レ、各國互に憲法を設け、且結社の自由を認めたりと以て、爾後國家の存立と背馳するの行為を為さざる限り、何人も公然自由に團結することを得、復其結社を秘密にするの必要を見す、以て今日に至り既と秘密結社の跡を絶たんとし、之に對する罰も亦之を適用するの場合甚だ稀なるに至れり、唯夫虚無黨の如き、共産黨、社會黨の如き、又宗敎れ就て言ふと云は、「エズイテンチルデン」の如き、國家に危険なる團結の存續する限は、秘密結社の禁は猶ほ之を存置するを便とすへし、又國土の關係上トトク論ずるも、「オーランド」の普偏西に於けるか如く、「エルサスロートリンゲン」の獨逸帝國に於けるか如く、「アイルラント」の英吉利に於けるか如く、「フィンランド」の露國に於

けるか如く、或は境内に於ける人種の半あるか如く、或は端那の確執せるか如く、恐くは是れ事柄に於て秘密結社の禁セ斃するを得ざるへき歟、秘密結社禁止の規程猶ほ改羅巴に於て効力を有するは之が急め奉り、

我國保安條例の効力を有する時に於ては、未を曾て秘密結社の禁令を適用しをることなしと雖、熟ニ社會の趨勢を察するに、宗教問題に、社會問題に、漸く改羅巴に於けるか如キ、狀況を呈するの慮本さに非す、殊に外國人に内地に居住するの自由を認めたり以来は、外國に於ける秘密結社にして、我國家に害あるの虞あるものも亦輸入さるることなきを保し難し、現ヒ「エグイテン」、即マ現に幾分か我國に入り未だれるか如レ、要するに今日秘密結社に對する規定を設くるは、時宜に適したるものなりと信す、

英語「フリーメーバン」獨語「フライマウエル」は既ニ本邦に輸入せられたるを以て参考のためヒ一言せん、此結社は稱して其存立を秘密にナシとも、宣、平公參の秘密となれり、其存立、歴史、目的、行為、社員等世間之を知らざるものなし、其目的は主とレニ慈善的計畫を遂行するに在りて、少しも世道に害あることナシ、故に改羅巴にては、之を論するに秘密結社を以てする者全さにあらずと雖、多數學者付秘密結社と為サス、殊に實際に於ても秘密結社として之を禁止せざるなり、今此結社の性質沿革等に就き詳説するの必要有キモ、要するに我國に於ても治安警察法第十四條を適用して、之を嚴禁するの必要有キを信す、治安警察法施行以來、之を不間ニ附せらるるは、蓋し理由あることならん

73
秘密結社とは獨逸刑法の規定に依れば、政府に對して其存立、

74 目的、又は規約を秘密にするものを云々、

治安警察法には別段定義を掲げざるも、政府に對して存立、目的、規約を秘密にするものを、秘密結社と稱するに相違なからず、明治二十九年政府より治安警察法案を貴族院に提出せられた際し、貴族院の委員會は、政府案に單に秘密結社とありしを、政府に對して存立、目的、規約を秘密にする結社と修正せんとする意みたることあり、治安警察法は法律の運用を窮屈ならしめんことを要りて、政らに定義を避けたりと雖、其精神に於て前章貴族院に於ける修訂と異なる所あらざるなり、第一條の届出を怠だりたるものと、第十四條の秘密結社とは決して混同すべからず、軍に届出を怠るは、其存立、目的、規約を政府に對して公表するの惡意あると要せざるも、第十四條の秘密結社は、單に届出を怠るのみならず、本末其結社の成立を承認するなり、即ち

秘密に対するの意思を以て、秘密に対するものを締めて秘密結社と云ふなり、國家は臣民が政府に對して、其行為を隠滅するを許さず、且之を隠滅するの意思たるや、若レ之を公にせば政府必ず之を禁ずべきを以てなり、政府之を禁せんことを恐るるは、其目的に於て又其行為に於て、公共の安寧秩序と相容れざるものあれば在り、是れ第十四條に於て秘密結社を禁し、第二十八條に於て之を罰則を設けたる所以なり。

第十章 集 会

75 集會とは多衆共同の目的を有して其目的の為めに一定の場所に會同するを云ふ、多衆とは二人以上を稱することは既に説明せる所をも、法の精神に於ては更に多衆に非ざれば、法律を適用すへからざるものと知るべし、

共同の目的 集會とは單に群集を稱するに非すして、會同者間に
は、之を結合する所の聯鎖をかるへからず、會同者共同の目的
則ち是なり、即ち會同者は互に同一の目的を有し、其目的に從
て會同するものとす、例は路頭に格闘する者あり、行人皆立之
を觀る、觀る者漸く加はり、遂に多衆環堵、同音格闘者を詰る、
觀ると詰るとの目的は、多衆の共同なりと雖、多衆は觀るか為
又詰るか為に會同せるに非す、即ち共同の目的の為に會同せる
にあらずして、偶然群集して、偶然之を觀、之を詰るの念を發
したるに過ぎざるを以て、未を以て集會と為すことを得ず、之
に反して之を觀之を詰りたる者、格闘者を告発せんか為、協議
を為すの會同を為すの事實あるに於ては、之を稱して集會と為
すことを得ヘレ、然れども共同目的の為に會同せる集會に於て、
偶々目的以外の行為に涉ることあるものもあるか為に集會たるを

物けす、又共同目的の為に會同せる集會に、目的を共同にせさ
るとか偶然來り加はることあるも、全体の目的を物くるに至ら
ざる限は、亦集會たるを失はず、

一定の場所 結社の要件に非すして集會の要件なり、是れ結社
と集會と其性質を異にせる一點なり、結社は文書の往復等に依
り互に結合することを得るも、集會は一定の場所に會同するに
非されは成立せず、

會同 是亦結社の要件に非すして集會の要件なり、結社は文書
の往復等にて成立するも、集會は多衆相集まるの事實あるを要
す、

集會には必ずしも講談論議を要せず、又一定の形式あるに非す、
固より发起人、役員等之あるを要せず、治安警察法は、便宜上
政事上の集會に關レ发起人云々の規定を設けたるも、集會成立

78 の要件として之を必要とするに非ざるなり。

集會は一期限の會同なるを以て、結社に於けるか如く繼續させて要件と為さず、集會は相會して又相散するものなるか故に、結社に於けるか如く結合を以て要件と為さず、是亦結社と其意義を異にする所以なり、

集會の種類は、之を公衆を會同するものと否らざるものとに区别し、又之を屋内集會、屋外集會に区别し、又之を政事に關するもの、公事に關するもの、政事にも公事にも關せざるものに区别す、

公衆會同とは公會の意なり、何人にも來り會することを得るなり、然れども多少の制限を為すことあるも、亦公衆會同なることを妨げず、例は日本人に限りて來會を許するは、外國人に對して制限するなり、男子に限るときは女子に對して制限する

なり、學校生徒又は官吏に限るときは、其他の人に対する制限するなり、總令之を制限するも、其範圍内に於ける公衆を會同するときは公衆の會同なり、故に自由黨員は何人にも來會すへれ、町村長は何人にも來會すへれ、赤十字社員は何人にも來會すへれと曰はは、即ち亦公衆を會同するものたるなり、其公衆會同に非ざる場合は、案内狀又は其他の方法に依りて、特定人を會するに在るものとす、特定人の會同と際し、偶然特定人以外の人が參加することあるも、為に會同者を全体の特定人たることを妨げざる限は、亦公衆を會同するに非ざる集會たる變更せらるることなし、

屋外集會に付て別に之を説明すへれ、政事公事と付ては既に説明せり、故に今皆之を畧す、

集會政社法第三十七條には法律命令と定むる所の集會は此の法

80 律に依るの限に在らずと規定せしも治安警察法は別段の明文を要せざるものとして之を削れり而て法律命令に定むる所の集會に治安警察法を適用せざる旨論を待たざる所とす。

第十一章 集會ノ届出

第ニ條 政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ発起人ヲ定ムヘシ
発起人ハ到達スベキ時間ヲ除キ開會三時間以前ニ集會ノ場所年月日時ヲ會場所在地ノ管轄警察官署ニ届出ワヘン
届出ノ時刻ヨリ三時間ヲ過ヤテ開會セズ

若ハ三時間以上中斷スルトキハ届出ハ其ノ效ヲ失フ

義會

法令ヲ以テ組織シタル議員選舉準備ノ為メニ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者は限り會同スル所ノ集會ハ投票ノ日ヨリ前五十日間ハ本條第ニ項ノ届出ヲ要セス

第十一條 繕社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警

察官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、起人ニ於テ又ハ警察官ノ主メル社員若ハ

キタル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フ

ヘシ（下署）

又ハ第ニ項

第ニ十條 第ニ條第ニ項ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第ニ項ノ届出ヲ為スモ資ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第ニ十五條 第十一條第ニ項ノ尋問ニ答へス若ハ答フルモ資ヲ以テセスヌハヘ申署シ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官は第十一條に依り、必要に應して各種集會に對して尋問

を爲すことを得ると雖、政事集會に對しては更に特別の規定を要するものあり、即ち政事に關して公衆を會同する集會を定めんとする者は、

発起人を定め且届出を爲すことを要す、集會及政社法には、届出を爲さざれば発起人を罰するの規定あれとも、発起人を定めざるに當り何人も罰するの規定なかリレニ、治安警察法は第ニ條に於て発起人を定むヘレと規定し、第ニ項に届出の規定あり、而して第十九條には第一條に違背したる者は三十圓以下の罰金ニ處し云々とあり、故に発起人を定めざるとときは、事實発起人と認むべき者、即ち公衆を會同する集會を開かんとする者を罰するなり、其事實上の発起人不明なるときは、共同の目的の爲に會同する者は、總て集會を開かんとせる者と看做して可なり、即ち無意に會する者を除くの外は、各會同者に對して罰則を適用すること得るべし、

発起人は到達すへき時間と除く開會三時間以前に、集會の場所年月日時を會場所在地の管轄警察官署に届出つへきものとす、到達すへき時間と除くへきの規定は、集會及政社法には之なし、集會及政社法に依れば届書は必ず警察署へ持参せざるへからず、警察署届書を受領したるときは、領收證を交付せざるへからず、レキシ、然るに治安警察法は、届書の到達すへき時間と除き即ち開會三時間前に、届書か警察署に到着するを以て足りりとするか故に、届書は郵便にて之を差出すも可なり、開會三時間以前とせるは、警察官をして取締の準備を為し得るの時間と有せしむるなり、但休日又は夜間にても、三時間前に到達せば届書は有効なり、午前三時に届書到達は、午前六時た集會を開くことを得るなり。

集會及政社法は講談論議者の氏名を届出をさしめ、加ふるに開

會二十四時間以前に届出を要しるを以て、一旦届出てたる講談論議者は、二十四時間内に其人を変更することを得ず、又若し他人加はりて講談論議者たるには、更に届出を為し其時より更に二十四時間を経過せざるへからざるなり、治安警察法は、取締上の必要を認めざるを以て、此の如き規定を廢せり、

届出事項の年月日時は集會を開始すへき時刻を云ふなり、而て其の時刻より三時間と過ぎて開會せず、若くは開會後三時間以上中斷するときは届出は其の効を失ふなり、警察官をして監視の為めに時間を空費せしめざるの主旨に生つ、尤中斷せざる限は同一の集會繼續して、次日に涉り若くは數日間に彌ることあるも届出の効を失ふことなし、

議員選舉準備のために選舉権を行ふへき者及被選舉権を有する者に限り會同する所の集會は、投票の日より前五十日間は届出

を要せざるの規定は、獨逸等にては選舉法に規定して集會政社に規定せざるもの、我國に於ては集會及政社法に之を規定し、治安警察法亦之を襲へり、畢竟選舉の為に開く集會は自由ならしめて、以て法律上の權能を全ふせしむるの趣旨に外ならざるなり。

第3條の公事集會に就ては結社に關する説明を以て足れりとレ今之を略す

第十二章 屋外集會及屋外運動

第4條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多象運動セムトルトキハ發起人ヨリ十二時間以前ニ會同スヘキ場所、年月日時及其通

過スヘキ路線ヲ管轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ祭葬、講社、學生、生徒ノ體育運動、其他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此限ニ在ラス
第21條 第4條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處シ第4條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

二 運動

屋外に於ける公衆の會同と、多衆の運動とは極めて類似せる點あるも、亦區別をきく非す、即ち屋外に於ける多衆運動とは多衆一團と余り公然屋外に於て行進レ、又は場所を定めずして動作するを云ふ、集會には一定の場所に會同することの要素

たり、運動には會同よりは、寧ろ場所を定めずして動作するこ
と必要的條件たり、運動は憲法の所謂集會に非す、便宜上集會
と併せ規定して、同一の取締を爲すに過ぎず、其制限は憲法上
必ずしも法律を以てせざるへからざるに非す、而して運動は集
會と同しく多衆現在し、且多衆は偶然の集会に非すして、共同
の目的に因れるものならざるへからず、在其集會は偶然なるも
相携て同一の運動を爲すに至れば、即ち亦共同の目的に生る運
動と爲るなり、共同の目的は運動を爲すに在るを以て足れりと
す、其運動か更に一定の目的を有することを要せざるなり、故
に共同の目的に生る運動なるや否やは、外部に見はるる事實を
以て之を斷定す、即ち提携行進の外形あらば即ち屋外運動となるな
り、而て一定の順序形式あることを基を以て、乘馬、徒步其他
任意の方法に由ることを得、加之三三五五断續行進するも、其

筋期を一にするの事實を認定し得、くろは、之を多衆運動と看
做して可なり、例は多衆請願の爲めに上京することありと假定
せよ、縱令隊伍を爲して行進するに非ざるも、向背相望て追隨
するときは、以て屋外運動と認むることを、得べきなり、又普
漏西の法律には、都市、村落、又は公有する街路を捨て、公衆運
動を爲す者は云々とあるを以て、水路、船に由るの運動には、
法律を適用すへからざるの判決例ありと雖、我國の法律には、
單に屋外に於て多衆運動せんとする者は云々とあるのみなるを
以て、水上運動なるか否に法律を適用すへからざるの理由なし
と信す、

屋外集會及屋外運動を取締るの本意は、一には集會若は運動其
者が公衆に及ぼす勢力に依りて、安寧秩序を妨くるの虞あるを
以てなり、殊に示威的運動の如きは最も然り、又一には群集人

若は通行人と相應し、又は相争ひて混亂紛擾を惹起する恐あり、且場合に依りては交通の取締上必要あればなり、治安警察法は、屋外集會及屋外運動は、警察官署の認可を要するの規定を改め、認可を要せさらしめ、又堅固なる屏蔽を設け自由の交通を遮断するの規定を廃したりと雖、必要に警ては第八條に依りて、之を禁止又は制限することを得る所以て、取締上差支なしを信ず、即ち屏蔽の如きも必要止むを得ざるとされ、之を設けしむることを得るなり、

屋外集會及多衆運動は、届出時間を早めるの必要ある所以て、十二時間以前に届出を為さしむ、其事項は、會同すへき場所へ屋外集會の場合)年月日時及多衆運動に関して通報すへき路線にして、其届出は管轄警察官署に之を為すへキものとす、本條は集會及政社法の例を襲ひ、届出の時刻より終時間を経過し、

又は該時間中斷するときは届出の効力を失ふことを規定せず、既に會同又は運動を開始すへき年月日時を届出たる上は、其時刻の経過に依りて當然届出の効力を失ふか如しと雖、第二條に三時間を過くるに非これは、届出の効力を失はざるの規定を設くに因りて見れば、本條亦同一の精神を以て解釋すべきものと謂はざるを得ず、即ち總令届出たる時刻を経過するも其行為を廢止するの事實を限は、届出の効力を失はざるを原則とし、第二條は特に法律の力を以て、三時間の経過にて届出の効力を奪ひたるものとす、故に屋外集會及多衆運動は、届出たる時刻より該時間の経過せりと云ふの理由を以て、届出の効力を失はしむることを得ず、其行為を廢止したるの事實に因て、届出の效力を失はしむるなり、中斷の場合亦然り、例は屋外集會にてて、講談論議者の延著の為に届出たる時刻に開會する能はさ

るも、届出の效力を失はず、多衆運動の場合に於て、中途日暮
れて宿泊し、其夜運動を中心とするも、届出の效力を失はず、但
し一旦集會又は運動の計畫を廻したる後更に之を企つるか如き、
又一旦開會又は解散したる後、更に集會又は運動を始めるもの
の如きは、新なる届出を要すること勿論なり、通過すヘキ路線
を管轄警察官署に届出ることに就て、若レ其道筋長くして二箇
所以上の管轄警察官署に涉るときは、其各警察官署に届出ること
を要す、即ち各警察官署運動を爲す路線に於て、取締の準備を
為すの機會を失ふるより、本條の規定に例外あり但書是余り、
云く、

但レ祭華、謙社、學生生徒の体育運動其他慣例の許す所に
係るもののは此限に在らず

祭華以下總て慣例の許す所の者ならざるを得ず、祭華其他に關
して異様の風体を多し、又は祭華其他に託して不穢の運動を爲
すか如きは、此但書を適用する限に在らず、屋外運動に就ては
大概集會に關する規定を適用するに便宜に当たるなり。

第十三章 集會ニ対スル制限

第十九條 (第ニ項及第三項) 女子及未成年者ハ
公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同シ若ハ其
発起人タルコトヲ得ス
公權剝奪及停止中ノ者ハ公衆ヲ會同スル
政談集會ノ発起人タルコトヲ得ス
羣六條 日本臣民ニ非サル者ハ(中略)又ハ公

象ラ會同スル政談集會、发起人タルコト

ヲ得ス

第ニ十二條 美五條又ハ第六條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス(下署)。

女子及未成年者に公衆を會同する政談集會に會同し、若は其發起人たることを禁したるの理由は、結社に入加入を禁したるの理由と同一なり、即ち女子の淑徳を保ち、且未成年者をして一生を譲らざらしむるに甚だ必要なるに因る、然らば何故に、現役及召集中の豫備後備の陸海軍軍人、警察官、神官神職僧侶其他諸宗教師、官立公立の學校教員學生生徒は、之を政談集會に會同せしめざるの規定を設けざるやと云ふに、是等のへは體力の程度女子未成年者の比に非ず、之をして集會に臨ましれるも、

女子未成年者の如く事に感し物に動き易きに非ず、且集會は結社と異なり、結社の如く繼續して行動するものに非ざるを以て、結社に於けるか如き制限を設くるの必要を認めざるに由る、むしも必要の場合に於ては、軍人、警察官、神官神職僧侶諸宗教師、官公立學校の教員學生生徒に対しては、監督官廳の命令訓令を以て、集會に於ける制限を為すことを得るは、嘗て結社の場合に説明せしかばし、

何故に公權剝奪及停止中の者に、政談集會に會同することを禁せすして、單に発起人とのみを禁止せるやと云ふに、監視執行中に在る者は、刑法附則第ニ十七條及美四十條に依り、群衆の場所に參會することを得ざるを以て、政事上の集會に會同することを得ざるは論を待たざる所とす、故に重罪の刑に處せられ公權を剝奪せられ本刑短期の三分の一間監視に附せられ

をる者、自由刑の執行を終り監視に附せられたる者、假生獄の後に特別監視に附せられたる者、並に其他の理由に依り監視に附せられたる者、例は死刑又は無期刑の期滿免除を得て、五年間監視に附せられたる者の如きは治安警察法の規定を俟たずして、政談集會に會同することを得ざるなりハ尠も重罪の刑の短期三分の一を過ぎたる者、及死刑又は無期刑の期滿免除を得て五年を過ぎたる者の如きは、公權剝奪中なるに拘はらず、政談集會に會同することを得と雖、是れ刑法に於て既に監視の必要をさるものとして、刑法附則第十九條及第四十四條を適用せざる者なるを以て、刑法を空めたる國家の意思より考へて、治安警察法に特に嚴寧の規定を要せずと決したる所リ、且實際に於ても政談集會の发起人となるに付ては、届出に依り公權剝奪なるや否やを取調ふるの便あれとも、多衆に混して會同する者

に對しては、容易に公權を剝奪せらるゝ者なることを知る能はざるへし、況や平素被監視人として觀察し置かす、隨て其面相を識るに由々き看に於ておや、警察官たる者何に因て多衆中より其一人を甄別せんや、亦是本法に於て公權剝奪中の者に、政談集會に會同することを禁ずるの明文を存せざる所以なり。外國人は、公衆を會同する集會にして、且其集會は政事上の目的を有する場合に於て、发起人たることを得ずと雖、政談集會に會同して講談論議するは其自由なり、政黨已に於ては各國並に境を接し、且其間に言ふへからざる關係ある為に、外國人の取締に就ては頗る苦心する所あり、今一例を擧げんに、普國千八百七十六年八月二十八日の法律に依れば、外國人の官廳に差出ナ文書は、外國語を以てすることを得ざるに、政府は更に之を改めて嚴重の規定と爲せんと企て、議會の承諾を得ざりレニ

とあり、一千八百九十八年政府は更に其案を起草し、内密牒知事の意見を徵したことありしも、他の政略に妨げられて、遂に議會に提出するに至らざりしと云ふ、其案に依れば集會に於ては獨逸語の外演説を許さず、其意主として波蘭人等の演説を妨くるに在り、然るに中央党はカトリック教宣布に便ならざるか為に、其案に反対するの傾向を有し、政府をして躊躇決する能はさらしむ、而して政府が此の如き案を起草するに至りたる理由は波蘭人か波蘭語を以て演説したるに際し、警察官は外國語を了解する能はざるか為、監獄の權能を妨げられたるものと為し、解散を命ぜたるも、結局行政裁判所は警察官の権分を不當と判決したるに由る、我國革に斯の如き關係なきを以て、外國語の演説は之を禁する必要なし

以上は集會に関する人に對する制限を記とも、別に事に就ての制

限あり、

爰九條 集會ニ於テハ重罪輕罪ノ豫審ニ關
スル事項ヲ公判ニ付セサル以前ニ講談諭議シ又ハ傍聴ヲ禁シタル訴訟ニ關スル事項ヲ講談諭議スルコトヲ得ス
集會ニ於テハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ責恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ講談諭議ヲ為スエトヲ得ス
爰二十四條 爰九條ニ違背シヘン略タル者

八三月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上五十圓

以下ノ罰金ニ處ス

右は、新聞紙條例及出版法にも類似の規定あり、第1項は重罪輕罪の豫審に関する事項を公判に附せざる以前に講談論議し、又は傍聴を禁したる訴訟に関する事項を講談論議することは、刑事訴訟法精神に照らして、之を許すことを得ざるに由る。

第2項の犯罪の煽動は、集會及政社法の犯罪教唆を改め、適用の範圍を廣くし、且其義を明にしたるに在り、即ち教唆は本犯若し罪とならざれば之を罰するを得ざるも、煽動は挑発煽起の事實あるを以て定めりとするより、且教唆は本犯と同一の罪として論せらるも、煽動は被煽動者か如何なる罪を犯すに拘はらず、治安警察法第24条に定めたる特別の犯罪として論せ

らるるなり犯罪を曲庇し、又は犯罪人若は刑事被告人を賣ぬ、若は救護することを得ざることは説明を要せずして明となり、刑事被告人を陷害するの講談論議を爲すを得ざることは、集會及政社法にも規定なく、又新聞紙條例出版法にも規定なく、治安警察法に於て始めて設けたる規定なり。刑事被告人を陷害するの講談論議は、總令治安警察法に規定なきも、大抵刑法の誹謗罪とならざるはなしと雖、刑事被告人を犯人と同視して、之を援行罵倒するの弊は、實に社會を蒙ずるの甚しきものにして、今日の事情告訴を待て其罪を論ずるの規定は實際の必要に應するに足らず、故に本條の規定あり、但し本條の煽動又は陷害付刑法の教唆又は誹謗と存り得る場合ト於て、理想的俱發として論すへきは勿論とす

規定ニ違背シ其他安寧秩序ヲ荼シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其人ノ講談諭議ヲ中止スルヲトヲ得

第ニ十四條 (前略) 第十條ノ中止ノ命ニ違背シタル者ハ三月以下ノ輕禁錮又八十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

其人の其席に於ける譁談諭議を中止するの意にして、同日他の場所に於て講談諭議するは妨勿レ、

第十二條 集會又ハ多衆集動ノ場合ニ於テ

故ラニ喧擾シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其命ニ遵ハサルトキハ現場ヨリ退去セシムルコトヲ得
第ニ十六條 第十二條ニ依リ退去ラ命セラレタル後仍退去セタル者ハ一月以下ノ輕禁錮又八十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條の執行に關し念の爲に一言せん、喧擾又ハ狂暴に涉る者ありて、集會の狀況、安寧秩序を保持するに妨あるときは、第八條第一項を適用すると雖、警察官は先づ喧擾者狂暴者を制止するに力め、已むを得ざるに非されば第十八條第一項を適用すへからず、此場合に於て制止するの力を失くして、却て妨害を

被り居る集會を解散するは、即ち警察官の無能を公表するものにして、最も憤慨せるを得ざる所とす、

第十三條 集會及多衆ノ運動ニ於テハ戎器又ハ兇器ヲ携帶スルコトヲ得ズ但制規ニ依リ戎器ヲ携帶スル者ハ此ノ限ニ在ラス
第十七條 第十三條ニ違背シタル者ハ三ヶ月以下ノ輕禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

戎器は性質上人を殺傷するの器具を稱す、銃、鎗、刀、劍の如き是なり、凶器其性質人を殺傷するの器具に非ざるもの、其人の

意思に依りて、人を殺傷するの用に供するものを云ふ、鐵棍、木棒、庖刀等皆戎器となり得ざるは無し、

戎器兇器は、集會及運動に於て之を携帶することを得ずと雖、歎的演習會に先を携へ、革儀、行列に劍を携へ、刀劍品評會に刀劍を携へ、其他裝飾品として武器を携帶するものの如きは、忍候の性質戎器なるも、携帶者の意志本條の所謂戎器として之を携帶するにあらざるを以て、本條を適用する限に在らず、是れ普國判決例の認むる所にして、余も同一の意見を有するなり、殊に獨逸「コンメルス」に於て、麥酒滿引、劍を鳴らして高呼放吟するは、集會及政社法の適用を受くることなし、取締法の精神を誤らざるものと謂ふべきなり、

本章に附隨して、警察官の尋問及監視に就き一言せん

第十一條 総社、集會又ハ多衆運動ニ關シ警

案官ノ尋問アリタルトキハ主幹者、會長、発起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル社員若ハ主タル會同者ト認ムル者ニ於テ之ニ答フヘシ
警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政事ニ關ン公衆ヲ會同スル集會ニ臨監セシムルコトヲ得其集會ニシテ政事ニ關監セサルモノト雖モ安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同シ此場合ニハ發起人ニ於テ又ハ警察官ノ主タル會同者ト

認ムルモノニ於テ警察官ノ求ムル席ヲ供スヘシ

第ニ十五條 第十一條第一項ノ尋問ニ答へス若ハ答フルモ實ヲ以テセス又ハ第ニ項ノ場合ニ於テ警察官ノ臨監ヲ拒ミ若ハ其末ヘル席ヲ供セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條第一項ニ於テ、警察官の尋問ありしきは、集會若くは運動の會長、若くは發起人若し會長及起人の之一まちさるときは、警察官か會同者中の主たる人と認めて指定したる者に於て、警察官の満足する答辨を為さざるからざることを定む、

第二項は臨監の職權を規定し、且集會及政社法に比して大に適用の範圍を制限せり、集會及政社法第八條に依れば、警察官は政談集會に臨監することを得るのみならず、政談を為さざるも其情況安寧秩序を妨害する虞ありと認むる集會には、其會同者の公衆をると否とに拘らず、總て臨監を為すを得たり。然るに治安警察法は「政事に關し公衆を會同する集會に臨監せしむることを得其集會にして政事を開せざるものと雖も云々」と規定し、「其」の一字を以て、公衆を會同する集會そらざるからざるの意を明示せり、公衆の意義は既に之を説明したるを以て、今之を再説する之必要なし。

巡査の臨監は職權上幾分の疑あるも、内務省の解釋に依れば、監監せしめて差支なし、尤臨監は責任の容易ならざるものなり。巡査は本來斯の如き責任に當らしむべき者に非ざるを以て、法

の解釋としては警察官たるに相違なしとするも、實際に於ては、止むを得ざる場合に非ざれば、臨監せしめざるを可とす。

警察官署とけ、警察署及警察分署等を云ふ、警察官署の官廳なるや否やは、地方官官制に於て未だ之を明にするべくと得ざるもの、却く他の法規に於て、獨立の官廳と認むる規定少からず、本稿亦其一例なり、監監は警察官其人之を為すも、其責任は警察官署に歸す、警察官署は警察官を派遣し警察官は警察署を代表す、

集會の監監は濫用の弊を防かざるを以て、監監警察官は制服を著用せざるへからざる規定あり、尤も現今犯罪を逮捕するか如や皇帝の場合には、總令制服を著用せざるも、司法大臣訓令司法警察官執務心得た定めたる證票を携ふる以上は、集會の場に立入り職權を行ふことを得、是れ即ち警察官の監監

を許さざる集會即ち公衆を會同するに非ざる集會に対しても警察上の必要に應し、當然の職權として立入り得る場合あると同しく、所謂駆逐を為すに非ずして、他の原因に基キ警察官の職權を行ふものなるを以て、本條の規定に依るを要せざるなり、或云く、警察官服制の定める以上は如何なる場合に於ても、警察官にして制服着用を要せざることあることなし、差し制服を着用せざれば一個人の資格を以てするものにして、觀るに警察官を以てすることを得ずと、是れ恐くは現行法を知らざるの人々るへし、明治三十年勅令第三百三十九號巡査給俸及賞典品規則第三條第ニ項に、制服の着用を要せざる特別の勤務に服する巡査とあるは、則ち司法警察官執務心得に定めたるか如き場合を云ふものにして、隨て警察官は制服を着用せずして、勤務に從事することあると知るゝきなり、故に治安警察法第十一條

に於て制服を著用したる警察官に非ざれば、本條の職權を行ふを得ざるの規定を設けたるものとす、

発起人又は警察官の主たる會同者と認むる者は、警察官の求むる席を供せざるを得ず、而して警察官の為に坐席を設くるを以て足りりとせず、坐席の位置に就ても亦警察官の要求に應せざるを得ざるなり、

集會の禁止解散等に關しても、亦本章に附隨して一言せん

羣入條 安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多數ノ運動若ハ群集ヲ制限禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルエトヲ得

112 種ニ十三條第ニ項 第八條第ニ項ノ制限若

ハ禁止ノ命ニ違背シ又ハ解散ヲ命セラレタル後仍木退散セサル者ハ二月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

群集は曾て保安條例第ニ條に規定せられたることあり、即ち集會の要素を具ふるを要せずして、偶然未集するを謂ふなり、固より憲法第ニ十九條と關係あることなし、其規定亦法律を以てするを要せず、唯便宜上本法中に規定し、其取扱及違犯者に対する罰を集會又は運動と同一にしたるのみ、

屋外の集會、多衆運動及群集は之に對して、制限、禁止又は解散を命することを得るも、屋内の集會に對しては單に解散を命ずることを得るのみ、禁止は集會又は運動を開始するの前後を

間まぢ之を命し得るも解散は開會後に非されば之を命することを得す、制限とは或は場所に、或は時間に或は會同者に或は講談論議の事項に、或は會議の方法に、其事項の何たるを問はず、且集會又は運動を開始するの前後を問はず之を命することを得るなり、解散は同日同地に於て再び開會するも、解散の命令に違ひたるに非す、之に反して禁止は同一集會を禁止せられたるを以て、再び之を開くときは命令に背くものとす、而して地域及時間に關する禁止命令の効力は事實に依て決せざるを得ず、例へば靖國神社祭禮に付雜沓を避くるか為に屋外運動を禁したる命令の効力は、祭禮と關係なき芝區に及ばず、又祭禮の翌日に及ばざるものと解釋するを穩當とするも、帝國議會開會中議員に對する示威運動を禁するか為に、屋外運動を禁したる命令は、其効力東京全市に及び、且つ同一の情勢繼續する

間即ち議會開會迄の間に歩るものとす、而して甲標の禁止命令は乙標に及はざるものとす、是れ豫戒令と異なる所以なり、豫戒令は移轉の自由を制限するものなるを以て、命令ヲ効力各地共通に非されば取締を爲すこと能はざるもの、本條は此の如き關係なく、隨て法律の精神亦此に在せざるなり。

集會及政社法第十三條に列記せる事項、即ち集會の解散を命ずる要件は、本法總て之を削除したりと雖、苟くも安寧秩序を保持するに必要あるときは、如何なる場合にも本條を適用することを得るを以て、職權に於て却て拡張せられたるものと謂ふへばなり、第ニ條の届出を爲さずして開會せる集會は、之を集會及政社法第十三條に照らすも、所謂集會の成立此法律に背きたるものと謂ふことを得ず、届出を爲さざるは單に手續違犯にして、集會の成立違法なるものと謂ふことを得ず、集會及政社法

第十三條第一號は、例は同法第十五條第十六條に依りて発起人たることを得ざる者か、発起人となりて開會したるか如き場合を云ふなり、而して之を治安警察法第十八條に照らして如何、余は單に届出を爲さざりしのみの理由に依りて、集會を解散するは徳音の處置と謂ふことを得ざるなり、第ニ條に對する第ニ十條の規定は不行爲を罰し、意思の有無を問はざるなり、故に悪意と有せず、過失にて届出を失念したる場合も亦刑罰を免れず、是に於て^{後れて}届書を^{後れて}届出し、警察官をして臨盤の機を失ふことなからしめたる者ありと假定せよ、單に其届出の後れたるか為に集會を解散するの必要ありや、余は然りと信せざるなり、惡意を以て届出を爲さず、之を諭すも猶肯せざるか如や、若し集會を繼續せしむるに於ては、法律上の秩序を保持するに妨ある場合は別段、否らざるに於ては單に屢罰を以て制裁しよりたるもの

とし、解散處分を為さざるを至畜と信するなり、

集會及政社法には罰則に不備の點ありて、屋外集會及屋外運動を禁止されたる場合に、其命に違犯せる者を罰するの規定なかりしも、本法は第ニ十三條に其不備を補へり、本法第八條の規定外に於て、他の法律に特別の規定あるときは其規定に依る、一例を擧ぐれば、傳染病豫防法第十九條に依り、地方長官が傳染病豫防上必要と認ひるとき、祭禮、供養、興行、集會等の為め、人民の群集することを、制限し、若くは停止するか如き是なり、故に傳染病豫防の適用としては、屋内集會ると屋外集會たるとと問はず、又開會前たると開會後たるとと問はず之を禁止制限することを得るなり、

第十四章 非常權

憲法第十八條以下に於て曰本臣民の權利義務を規定し、其第二十九條は集會及結社の自由に関するものとす、其結果集會及政社法又は治安警察法を制定せられ、此の法律に規定あらざる限りは、如何なる場合に於ても、集會及結社の自由を制限さることあらざるなり、然れども是れ唯平時に於ける原則にして、戰時又は國家事変の場合に於て、天皇大權の施行を折くるものに非ず憲法第三十條是なり、然して憲法第十四條は、天皇は戒嚴を宣告することあるを規定し、戒嚴の要件及効力は法律を以て之を定めしむ、即ち是れ戰時若は事変に際して、天皇の大權を行はる場合とす、専も戒嚴令以外に於ても、天皇は憲法第三十條に依りて臨機必要の行動を為すことを得るものとす、治安警察法の保障は、得て之に對抗するを得ざるなり、

第十五章　掲示其他ノ取締

第十六條　街路其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖畫、詩歌、書類等に於て演説を爲すときは、本條を適用し得るや、店頭に非ざるも窓に凭て放吟するは如何、公園に臨める樓上に文書を掲出するは如何、汽車中より警見し得る田畠に踊躍するは如何、其仰は公衆の交通に供する道路に非ざるもの、其行為は自由ニ交通する公衆の耳目に觸るるなり、法律の精神果して公衆に對して、安寧秩序を妨げテ是風俗を害するを防ぐに在りとせば、自由ニ交通する公衆の耳目に觸るる場所は、即ち法律の所謂公衆の自由ニ交通することを得る場所たりと謂はざるを得ず、本條は文法上の解釋にて其義を明にし難レヒとせば、論理解釋に依らざるを得ず、

119
文書圖畫は印刷せると否とを問はざるなり、是れ出版法の文書圖畫と異なる所以なり、且詩歌は縦令文字に現はざるも、單

に之を吟味するのみにて本條が適用することを得、又掲示とは、針付、貼付、榜表若は其他の方法に因りて人に示すを云ひ、領布とは、売賣、配達、贈遺其他如何なる方法を問はず、衆人に頒布するを云ふ、故に道路に懸して行人の拾ふに任すか如き亦頒布なり、本條は出版警察と關係なし、故に出版法又は新聞紙條例に照らして、取て司法又は行政の権威を有すを要せざる文書圖畫等も、之を掲示、領布、朗讀、放吟するに至ては、時と所との情勢に因り、安寧秩序を紊し若は風俗を害する虞ありと認めざるを得ざることあり、多衆喧擾に際して氣勢を張るか為に古人悲憤の詩を高吟し、妙龄女子の會同に臨て、政らに鄭衛の聲を弄するか如や皆然らざるはなし、言語形容其の他の所為とは適用の範圍甚だ廣く、如何なる行為と雖も本條を適用し得られざるは解し。

禁止の必要あると否とは一に警察官の認定に依る、其命令に違背したる者は裁判官之を罰す、而して警察官命令の當否に就ては、裁判官の審査を許さず、

禁止命令の地域と時間とに依れる効力の範囲は、屋外運動禁止に於けると同し、今之を再説せず、

第十六條に掲くる行為にして、他の法律に依り犯罪となるとやは、本條に依り制止すると同時に、他の法律に照して告発することを妨げず、又被害者の告訴ありたる場合に於ても同様、本條に依り制止の要分を各す、とを防げず、例は公然猥褻の所行を為し、又は販賣したるか如き、刑法第二百五十八條第ニ百五十九第、悪事醜行を遍発して人を誹謗したるか如き、刑法第三百五十九條ノ人家の近傍に於て燈に火を焚くか如き（刑法第四百二十

第ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スル
コトヲ得ス

一、労務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行
動ヲ為スヘヤ團結ニ加入セシメ又ハ
其如ヘラガタルコト

二、同盟解雇若ハ同盟罷業、ヲ遂行スルカ
為使用者ランテ労務者ヲ解雇セシメ
若ハ労務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セ
シメ又ハ労務者ランテ労務ヲ停廃セ
シメ若ハ労務者トンテ雇傭スルノ申

六條第1號)、公然人を罵詈嘲弄したるか如キヘ刑法第4百三十一
條第十二號)、人家の牆壁に貼紙及葉書したるか如キヘ刑法第
四百二十九條第十四號)、其他如何なる種類の犯罪をると間はす、
公衆の自由に交通することを得る場所に於て多すの行為は皆參
らざるはなし、但刑法第4百二十九條第十一號の道路に於て放
高聲を發して制止を肯せざる者に關する規定は、本條と其精
神を異にせず、又適用の場合に於て其形式を異ヒせざるを以て、
本條に倣りて廢止せられるとものと信するなり。

第十六章 使用者及労務者取締

第十七章 尤ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對
シテ暴行、脅迫シ若ハ公然謔毀シ又ハ第ニ

込ヲ拒絶セシムルコト

三 勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト

耕作ノ目的ニ生ツル土地貸貸借ノ條件ニ關シ承諾ヲ強ユルコト
脅迫シ若ハ公參讐讐スルコトヲ得ス
第三十條 第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六日以下ノ重業銅ニ及シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加担セサル者

二 對シテ暴行、脅迫シ若ハ公參讐讐スル者亦同シ

125
使用者及勞務者なる者は民法の用語に從へり、本規定に勞務者並に使用者に對し、不公平なく同一の取締を爲すものとす、故に労務者からるる程度の束縛を受くると同時に、使用者も亦相當の制限を受けるべからざるなり、而して其規定は、第一労務者又は使田者の團結に關し、第ニ労務者の同盟罷業又は使用者の同盟解雇、即ち労務者を困ひるか爲他の使用者と同盟して労務者を同時に解雇することに關し、第三必ずしも團結を爲さざるもの、又必ずしも同盟して解雇若くは罷業するに至らざるものにて労務者の條件若くは報酬に關して、相手方の承諾を強ゆることに關す、是れ第一項の規定なり、第ニ項は小作人に關す、規

126 定の大體斯の如し、請ふ更に之を詳説せん。

團結とは「コアリチヨン」即ち結合の意なり、「コアリチヨン」なる語は、國と國との同盟其他に關しても之を用ひるも、社會問題に於て用ひるとされ、主として労務者の團結を指すなり、故に集會及政社法の結社と、或る意味に於て其義を同くするも、其範圍に於ては却て狹隘なり、歐羅巴にては團結權なる成語あり、勞務者に認むるに相團結して、以て使用者に當るの權利を以てせらるり、權利とは所謂自由權、結社權等に於けるか如きものにして、其實之を權利と言はんよりは、寧ろ自由と稱する、正徳備なりと信ず、團結權即ち團結自由とは、労務者が其位置の改良を計るが為に、繼續して又は一時限に自由の結合を為すものに外ならず、而して其目的たるや、労務契約の條件、就中労務の時間、報酬^等に關し、互に協議決定し、労務者多寡の力を藉り

127 て、使用者に一定の要求を為すに在り、隨て此等の目的を達するか否に共同の運動を為すことも、亦團結の自由中に包含す、即ち獨り協議決定のみならず之を實際の行為に現はすことも亦團結の自由中に包含するなり、凡そ何人ヒても、他人と契約することに就て己の希望を発表し、且之を遂行するに勉むるの自由を有する以上は、又之に關して他人と協同して、同一の行動を為すの自由を有するなり、苟も他人の權利自由を妨げざる限り、各自別別に行動し得るなり、又他人と相團結して行動し得るなり、殊に労務者の使用者に於けるは強弱優劣の地を異にし、或る要求を多さんとするも、單獨の傷にては、到底使用者をして同意せしむるの望あることなし、若し團結して對抗するの自由を有せざるに於ては、帝に不幸の地位に沈淪して、終身自ら救ふこと能はざるへし、且工業癡達して、器械の使用愈々盛る

に從ひ、労務者は先も機関力を補助するの物件と同視せられ、奴隸と同一に待遇せられて得て自衛すること能はざるへさなり、要するに、労務契約は民法上相互同等の合意に成之つへきものなりと雖、事實に於ては同等の合意に成立つゝと謂ふことを得ず、衣食給せざる労務者は、條件の如何を問ふに暇あらずして使用者の定めたる規約に服従し、否らされば則ち條件の如何を辯議せずして、只管雇傭せられたることを喜ぶの徒に非ざるはなし、是に於て労務契約の條件は使用者の意の如くならざるはなく、加之労務者は通常其缺之上に參與することなく、甚ざに至ては曾て之を見たることなき者あるへし、故に獨逸等に於ては労務契約を雇傭契約と同視せず、法律上性質を異にせる法律關係と爲し、法律を以て別に労務契約に定めへき事項、茲に労務者の委員として其成立に參與せしむるの手續、之を労務者に

129
 知らしむるの方式、及之を監督廳に届出つへき事項を述む其意
 勞務契約は合意に倣りて締結するの事實あらざるを以て、全く
 別段の關係と爲したるより、法律に於て之を労務契約（アルバ
 イツフ・ルトラーダ）と稱せすして、労務規定（アルバイツヲ
 ルドスング）と稱するに倣るも、亦立法の主旨を知るに足る、
 盖労務契約に關しては、法理上雇傭の原則に據るへからざるな
 り、唯夫或國未だ特別の法規あらず、今日に於ては民法の雇傭
 契約に關する規定を、労務契約に適用せざるへからざるなり、
 然れども雇傭契約は有名無實にして、労務者は全然使用者の意
 の如くならざるはなし、使用者に對抗して其他位の改良を期圖
 するには、同僚相結て勧教するの外恐くは策をかるへし、國家
 が所謂労務者の團結權あるものと是認するは亦所以ありと謂ふ
 へきなり、歐洲に於て之に關する立法は、十八世紀以來幾回の

沿革を経過したるも、今日に於ては一般に労務者團結の自由とは認めざるはなし、獨り之を是認するのみならず、國に依りては法律を以て労務者の團結を保せるものあり、例之は労務の條件に就て、使用者と交渉するか為に、労務者の委員を作るか並き、労務條件に就て、協議を併裁協定するか為に、労務者の委員及使用者の委員を以て組織せる仲裁の機関を設くるか如き、争論を裁判するか為に、特別なる工業裁判所を置き、労務者より選出せる委員をして、裁判に参進せしむるか如き是なり、我國に於こも諸般の工業効興し、労働問題の急にすへからざるに至らんとせる今日に於ては、労務者の團結は可成之を尊重して、以て労務者を教ふの考を有せざるへからず、治安警察法が團結其物を制限するの方針を取らざるもの亦之が為なり、即ち其規定たるや労務の條件又は報酬に關し、協同の行動を爲すへや團結

ヒ加入せしめ、又は其加入を妨くの目的を以て他人に對して暴行、脅迫し、若は公然誹謗することを禁するに過ぎざるなり、是ル歐洲に於ても亦之あるの規定にして、團結の自由と毫も抵觸する所なく、寧ろ團結の自由を保護するものと謂ふへどなり、蓋し自由の意思と限りて自ら團結に入りし、又は他人を勧誘して加入せしむることは、固より其自由在れとも、暴行、脅迫、若くは公然の誹謗に依りて、他人の意思を曲げしめるに至りては、決して之を自由と稱すへからざればなり、暴行脅迫誹謗にて付ては刑法に其規定あり然るに今本條の規定を設くるの理由如何、曰く、暴行に關しては、人を殴打して創傷疾病に至らざる者に付して、違誓罪として罰するの規定あるも、本條の場合にて盡レシるものと謂ふへからず、脅迫と至りては刑法に條件あり、例之は人を殺さんと脅迫し、又は火を放さんと脅迫する

ひゆき是なり、適用の範圍に於て幾分の遺憾を有す、且其罪は告訴を待て之を論すべきものとす、然るに團結せる労務者が、他の労務者を其團結に加入せしめ、又は他の團結に加入することを妨げんか為に、脅迫するに當りては、被脅迫者は到底脅迫者に對抗する地位に在らず、若レ之に抵抗し、若くは告訴を急ぐに於ては、睚眥の怨も猶ほ轍ゆる脅迫者輩の為に、必ず將來に於て排斥を蒙り、又諸般の妨害を後くることあるは豫測し得らる所なるを以て、縱令刑法に規定あるも、告訴を敢てせざるは人情の免れざる所とす、要するに刑法の適用を見るに甚だ稀にして、殆んど其効力を没却するに至るへし、若レ既に被脅迫者を保護して、脅迫の弊を杜かんと欲せば、被害者の告訴を待てずして之を訴追するの途を開かざるからず、是れ本法特に脅迫に對する規定を設けたる所以なり、而して誹謗

對する規定を設けたる理由亦此に存するなり、

以上は専ら労務者に關して説明したりと雖、本條は使用者に對しても亦之を適用するなり、使用者の團結は或國に於て既に之あり、使用者が労務者より使用に關する共同の規定を設けたるもの各地に之ありと雖、之に對して本條を適用することは恐らくは稀有の場合なるべきなり、

第二 同盟罷業は既に實例あるも、同盟解雇は未だ實例あらずるか如し、然とも前述の如く、我國に於ても、使用者團結の實例ありとせば、將來同盟解雇を為す者を保せず、即ち労務者に或る労務の條件を満するか為に、各會社同盟して一齊解雇を以て脅迫し、労務者の職かざるに於て一齊に之を解雇し、労務者をして終に使用者の命を奉りざるを得ざるに至らしむるものことす、同盟罷業及同盟解雇は本法之を同一に規定するも、同

134 同解雇は實際適用の場合甚だ少かるへし、且同盟罷業を説明す

れは同盟解雇は自然判明すヘキを以て、今單に同盟罷業のみを説明せん、而して先づ労務契約違反に就て述べるを便とす、労務契約は前述の如く雇傭契約と其性質に於て異なる所ありと雖も、我民法に於ては第六百二十三條の所謂雇傭契約の外他に規定あらざるなり、云々

雇傭は当事者の方か相手方に對して労務に服することを能レ相手方か之に報酬を拂ふることを約するに由りて其効力を生ず

即ち雙労務契約にして、労務者は労務に服するの義務を有し、使用者は報酬を拂ふるの義務を有す、労務に服するとは、継續的、經濟上の目的の為に必要なる、身体上の労務を一定の時間自ら行ふを云ふなり、即ち時間の长短は論せざるも、鬼に再繼續せ

る經濟上の目的の為に使用さるるなり、例は製造に、工事に、鉱山に、凡て經濟上の目的に立つる事業にして、且其事業は長時間若は短時間継續すべきものなり、隨て労務者の從事すべき労務も継續せるもつならざるからず、身体上の労務とは體力の効を供給するに非ずして、手足を動かして肉體上の効を爲すを云ふ、一端の時間は最も労務契約に必要の條件とす、自ら行ふとは他人をして代らしむるを得ざるの言なり、此の如く労務者の報酬には種々なる條件を要するも、之に反して使用者は單に報酬を與ふるの義務あるのみ、

前項一定の時間に就ては特に説明を要す、他の契約に於ける時間、例は物件引渡しは負債解消の期日に於けるか如きは、其時間を過ぐるも、遂て義務を履行するを得れとも、労務契約の時間は然らず、事業にせず、製造にせず、一時間の労務は契約當

事者一人の労務に非ずして、他の労務者と共同すへばものならざるはなし、而して其時間に對しては、機關も運轉し、汽力も發送し、其他一切の裝置を為し以て資本を下せるを以て、労務者一人の契約違反は、其の事業として其時間經濟上の目的を達する能はさらしむるなり、而して其時間は經過して復た来らす其時間に對する労務の義務は、後に至りて得て履行すること能はさるものとす、故に労務契約の時間は即ち契約の目的物にして、時間と労務とは分割する能はさるなり。

労務契約違反に對しては、理論上罰則を設くるを妨げずと信するなり、抑、時間と労務とは分割すべからざるを以て、労務者が契約に違反して労務を廢棄したるに當りて、使用者は民事の救済を求むることを得ず、何則、後に履行すること能はさるの義務は、判決を受くるもの之を執行するの途なけれはなり、或は損害

重要賞 途 な く 非 か 如 し と 雖 、 或 る 懲 り 觀 察 す れ は 、 労
務の停廢は、~~其~~開保全般の經濟に及ぶものなりと謂ふことを得ヘ
レ、又他が默々と觀察するは、多數労務者の一人が其労務を停
廢しがれはとて、全体の經濟には何等影響なしと謂ふことを得
べし、要するに損害金額を見積ること甚だ難し、且妻子なく、
家屋なく、又貯蓄なく、甲地を厭へて直に去て乙地に赴くの労
務者に對して、損害賠償を要求するも、其目的を達することは
到底望なかるへし、乃ち労務契約の違反に對しては、如何なる
方策に由るも民事上の救済を求むること能はさるをり、民事上
の救済を求める能はさる場合に於て、代ふるに刑罰を以てする
の規定は、獨逸帝國民事訴訟法ヘ一千八百九十八年五月十七日の
法律) 第八百九十條に其例あり、是れ労務契約違反に對して罰
則を設け得る理由の一とす、又労務者が突然労務を停廢すると

さは、機関其他の物件に、豫定の努力を缺くか多に破損を来たすことあるは勿論、場合に依りては他の労務者に身体上の危害を及ぼすことあり、是れ罰則を設け得る理由^ニとす、又労務停止の結果は獨り使用者一人の損害に止ら^ナして、公衆の危難となり損害となることあり、例は電燈會社の労務者其業を停むるか為全市街暗黒となり、給水會社の労務者労務を中止せざるか為、全市の人忽ち渴し、鐵道會社の労務者労務を廃止するか為、文通機關^ヲ運轉止み若は汽車顛覆するか非^キ是^ナリ、是れ罰則を設け得る理由^ヲ三^ト、殊に同盟罷業に至りては、一國の經濟に容易ならざる影響を及ぼすことあり、現時疎馬の如^キ是^ナリ（此講義を為す^ク當時歐洲新聞此報を傳ふ）且労務者契約違反は直に國家の安危に關することあり、戰時彈薬製造に從事する工場の同盟罷業の如^キ是^ナリ、是れ罰則を設け得る理由^ヲ四

139
 なり、故に曰く、労務契約違反に對して罰則を設くることは理训と於て妨^ヌキありと、組勞務契約違反たるには惡意若^ハ過失あるを要す、且民法第^{六百二十七}條及第^{六百二十八}條に因り、一定の時間以前に於て解約を申入れ、又は止むことを得ざる事由に基きて、契約の解除を求めるは諭するに契約違反を以てするの限に在らず、所謂止むことを得ざる理由とは民法の解釋に属するを以て、爰に詳説するを要せざれとも、一二の例を擧ぐれば、例は労務者か労務に從事する能力を失ひ^スる如^キ、使用者、代理人又は其家族か、労務者又は其家族を虐待し、又は其名譽を毀損するの所多ありたる如^キ、使用者、代理人又は其家族か、労務者又は其家族を法律に背き、又は道徳に反せる行為に誘ひ若^ハ誘はんと試み、又は斯^ク如^キ行為を行ひたる如^キ、報酬の支拂を為さざるか如^キ、仕事の生産高に應して報酬

を與ふる契約あるに當りて、仕事を授けず因て報酬を得るに由本からしめざるか如き、結約の際豫期し得ざりし所の生命、健康に有害なる作業たることを、後に至り發見したるか如き、工女にして結婚せるか如き是なり。

労務契約違反者に對して、公法上所罰の規定を設くるも、理論上毫も妨なきことは、多數学者の反對論あるに拘はらず、余の茲に斷言を憚らざる所なり。唯労務者と使用者の關係は、前述したる如く、強弱優劣の著しく相懸隔するものなるを以て、若し契約違反を罰するとときは、事實に於て甚大畜を得ざることあるハレ、労務者は使用者か、自由に止めたる、即ち使用者に利益として労務者に不利益なる條件に對して、己の不幸なる有様を教はんか多に止むことを得ずして、狀後せざる場合にも亦罰せらるるに至り、情に於て憤慨すべき所をさへあらず、他日法

律を以て、労務者に對する保護を全ふするを得て、労務契約は即ち民法に規定されたるか如く、英誠の合意に成れる雇傭契約たり、若は少くとも使用者の仕意に定めたるに非ざる労務規定たり。至らは、其時に於て、違反者に對する罰則を設くるも決して晚からざらん、今日直に契約違反を以て論するは大早計をりと信するなり、果して労務者が單獨に契約に違反するを罰するを不穏齋なりとせば、労務者が互に同盟して、契約に違反するを罰するも亦不穏齋なりとせざるを得ず、何則労務者單獨の行動にては到底其目的を達する能はずと以て、他人と同盟して協同行爲に出づるは、今日労務者保護の不十分なるに當りて、自衛策として己ひを得ざる所なればなし。

治安警察法か同雙罷業に關して所罰するは、同盟罷業を遂行するか為に、労務者として労務を停止せしめ、若は労務者として

雇傭するの申込を拒絶せしむるの目的を以て、他人に對して暴行、脅迫し若は公然誹謗し、又は他人を誘惑若は煽動するの行為、並勢務者の同盟罷業に加盟せざる者と對して暴行、脅迫し若は公然誹謗するの行為に限るなり、其理由は團結に關して説明したるものと略は同し、而して誘惑煽動を罰するは、實際の經驗上其弊の甚さを認むればあり、

第三 勞務の條件又は報酬に關し相手方の承諾を離ゆること、是れ或は個人單獨の行為として、或は多衆の共同の行為として亂暴旗藉若は造言謗謗するものに對する裁判なり

第二項 耕作の目的に出づる土地貸借の條件に關し、承諾を離ゆるか為相手方に對し暴行、脅迫し若は公然誹謗することを得ず、是れ主として小作人の地主に對する所為を取締るものとす、

第十八條 行政官廳ハ安寧秩序ヲ保持スル

為必要ト認ムルトヤハ武器、爆發物又ハ成

署ヲ仕込ミタル物件ノ携帶ヲ禁スルコトヲ得

第三十一條 第十八條ノ禁ヲ犯シタル者ハ

六月以下ノ重禁錮一處ス

本件は戒嚴令に定めたる、臨戰地境、合圍地境には之を行ふを得るも、本規定は戒嚴令を俟たずして、平時に於て之を行ひ得せしむるに在り、保安條例第ニ條ニ、人心の動乱又は内乱の豫備、又は陰謀を爲すものあるに依り、必要なりと認むる場合に是云々とあり、其中ヒ武器の携帶、運搬、販賣を禁するを得る

の規定ありしか、本條は更に通用の範囲を狭めて、内乱の豫備又は陰謀を為す者なきも、苟くも安寧秩序を保持する為必要を認むるとさは、行政官廳は何時にも、武器、爆發物、又は武器を仕込んだる物件の携帶を禁することを得るものとす、又行政官廳とあるを以て何れの官廳とても保安警察権を有する以上は本條を適用することを得るなり、銃砲火薬類取締法第十三條に、内務大臣は公共の安全を保持する為必要と認むるとさは、期間及地域を限り、銃砲火薬類の授受、運搬及携帶を禁し、又は制限することを得、前項の場合に於て警察官憲兵は必要と認めるとさは、銃砲の検査を為し、又は銃砲火薬類を領置することを得と規定せり、而して同法十五條に之に對する罰則^{の規定}あり、銃砲火薬類取締法と治安警察法とは、或る場合に於て互に重複するも別段抵觸するに非ざるを以て、兩者相待て共に有効なる

ものなりと信す、第十八條に依れば土地時間又は或る種類の人間に限りて、一般に携帶し、又は特定の一個人に携帶を禁するを得、而て内務大臣の訓令ありて、一般に禁ずる場合は内務大臣命令し、特定人に對して特別の理由に依りて禁ずる場合は、地方長官之を命令することとなり居れり、本法既に此規定あり而て行政執行法に於て、武器を領置することの規定あるを以て、兩者相待つて適用宜しきを得は、取締上大に便宜ならん、然れども此規定は外國の法律に比すれば稍々寛大なるものあり、短剣、短銃、武器を仕込んだる物件の類（所謂隠密の武器）は、外國にては絶対に禁するもの多し、本國に於ては尤程の必要を感じざる為に、單に特別の命令ある場合に限り、携帶を禁することに規定されたるものとす

治安警察法講義

總

條文索引

第 一 條	二七頁
第 二 條	一八頁
第 三 條	五頁
第 四 條	六頁
第 五 條	三九頁·九三頁
第 六 條	四〇頁·九三頁
第 七 條	六頁
第 八 條	六〇頁·一二頁
第 九 條	一九頁
第 十 條	一〇頁
第 十一 條	六頁·八一頁·一〇五頁
第 十二 條	一一〇頁
第 二十二 條	四〇頁·九四頁
第 二十三 條	六八頁·一二二頁
第 二十四 條	九九頁·一〇二頁
第 十三 條	一〇四頁
第十四 條	大九頁
第十五 條	二五頁
第十六 條	二八頁
第十七 條	一三二頁
第十八 條	一四三頁
第十九 條	三八頁
第二十 條	八二頁
第二十一 條	八七頁

第十五條——九頁·八二頁·一〇七頁

第十六條——一〇三頁

第十七條——一〇四頁

第十八條——六九頁

第十九條——二八頁

第三十條——一二四頁

第三十一條——一四五頁

內務省警保局保安課